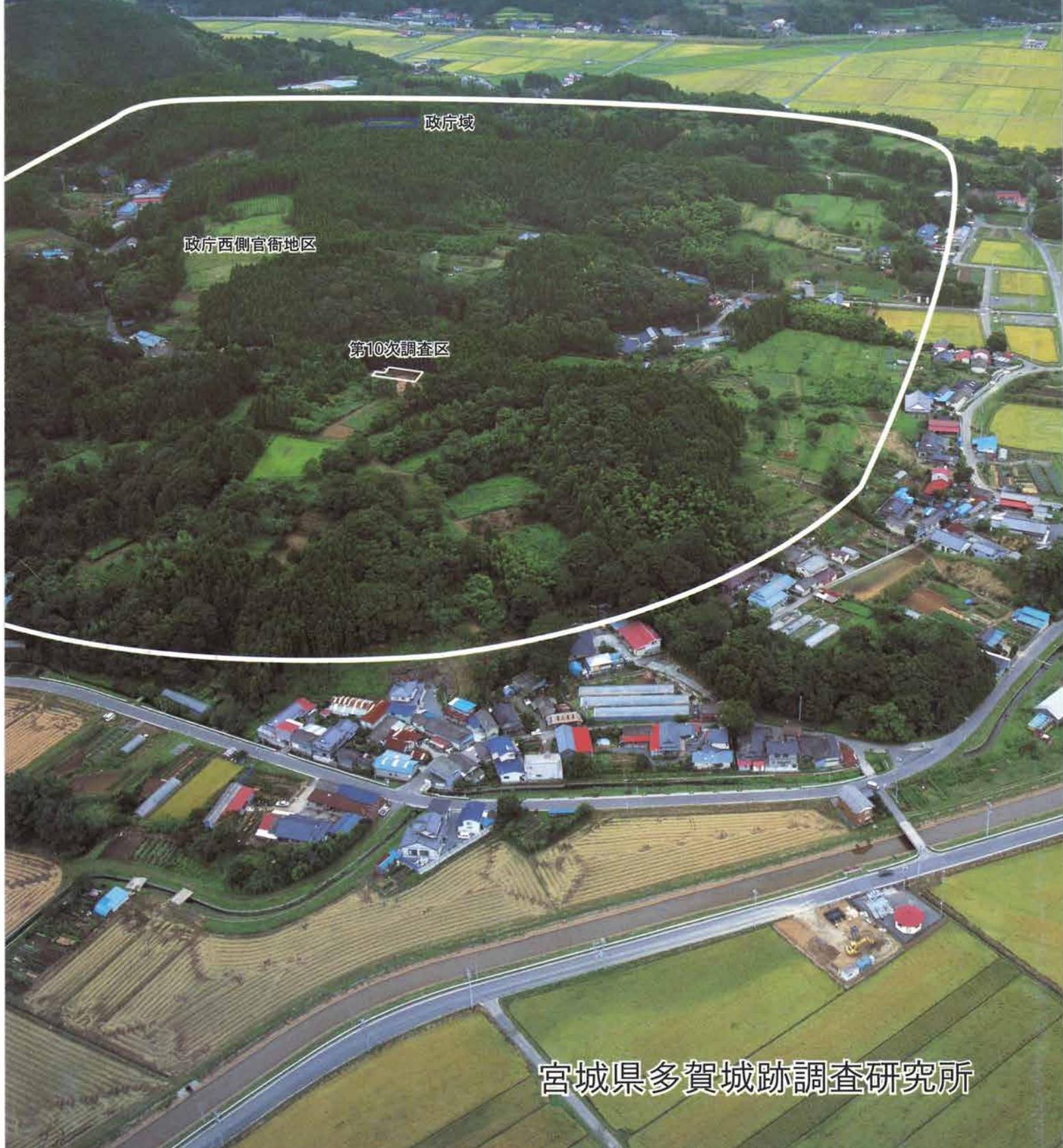


桃生城跡 X



序 文

平成13年度の桃生城跡第10次調査は、当研究所が昭和49年度から計画的に実施している多賀城関連遺跡発掘調査事業における第6次5カ年計画の第3年次事業にあたり、昨年度の第9次調査に引き続き、桃生城跡の西半部に位置する丘陵を対象に発掘調査を実施した。この丘陵は第9次調査で検出した城内を二分する築地塀の西側に位置することから、桃生城の西郭にあたるのではないかと考えた場所である。頂部には比較的広い平坦地がみられ、桃生城に関わる遺構の存在が予想された。しかし調査の結果、桃生城造営前の竪穴住居跡5棟などは発見されたものの、桃生城存続期の遺構は全く存在しないことが判明し、この地区は桃生城期には眺望確保のための場や軍事訓練の場のような、建物や住居などの施設を伴わない空閑地として確保されていたのではないかと考えられるようになった。調査の詳細は本文に記したとおりである。

当研究所は、桃生城が古代東北の歴史の中できわめて重要な位置を占める城柵であることから、多賀城関連遺跡発掘調査事業としていち早く桃生城跡を取り上げ、これまでに計10次にわたる調査を実施してきた。その結果、桃生城は旧北上川に面した丘陵上に立地し、周囲を築地塀・土塁・材木塀・大溝などによって区画されており、東西約800m・南北約650mの規模で、北半部は北辺から南に延びる築地塀によって東西に二分されていること、東側の丘陵上には築地塀で囲まれた東西約72m・南北約66mの政庁があり、正殿と脇殿がコの字形配置をなし、正殿の北には後殿が取り付くこと、政庁西側の丘陵上には桃生城期の官衙群や造営に関わる住居などがあったこと、城内の大部分の施設は宝亀5年(774)の蝦夷の攻撃によるとみられる火災により焼失していることなどを明らかにできた。

当研究所による一連の調査は本年度で終了とする計画であるが、これまでの調査で桃生城跡について全体の規模・構造・変遷などの実態を概ね把握でき、本遺跡は保存状況が比較的良好であり、極めて大きな歴史的意義を持つことが判明した。これらの成果を踏まえ、今後は調査を共催していただいた河北町・桃生町をはじめ、関係機関との密接な関係を取りながら本遺跡の史跡指定を目指し、将来にわたっての保存と調査研究、整備活用の道筋を確かなものにしたいと考えている。

本書は本年度の第10次調査の内容を記したものであるが、利用者の便を考慮し、巻末に第1次調査から本年度までの調査成果の概要を簡潔にまとめておいた。これらの成果を東北古代史の解明と本遺跡の保存活用におおいに役立てていただければ幸いである。

刊行にあたり、種々ご指導を賜った多賀城跡調査研究指導委員会の諸先生、文化庁、調査に共催いただいた河北地区・桃生町両教育委員会の関係者、地権者をはじめ調査を支援して下さった地元の皆様方に所員一同衷心より感謝申し上げる次第である。

平成14年3月

宮城県多賀城跡調査研究所
所長 白鳥良一

目 次

例言 調査要項	1 頁
I. 多賀城関連遺跡の調査計画	2 頁
II. 桃生城跡周辺の地形と遺跡	
1. 桃生城跡周辺の地形	3 頁
2. 桃生城跡周辺の遺跡	3 頁
III. 桃生城跡第10次調査	
1. 調査の目的	6 頁
2. 調査の経過	6 頁
3. 発見した遺構と遺物	
(1) 住居跡 [SI 151～SI 155住居跡]	8 頁
(2) 土壌 [SK156土壌]	17頁
(3) 表土から出土した遺物と縄文時代及び弥生時代の遺物	17頁
4. 考察	
(1) 出土した遺物の検討	17頁
(2) 発見した遺構の検討	21頁
(3) 桃生城跡西側丘陵の使われ方	23頁
5. まとめ	23頁
IV. 桃生城跡第1～10次調査のまとめ	
1. 発掘調査以前	25頁
2. 調査回数ごとの経過	25頁
3. 各地区ごとの調査成果	
(1) 外郭区画施設	27頁
(2) 城内区画施設	28頁
(3) 政庁域	30頁
(4) 政庁域以外の地区	32頁
4. 遺構変遷のまとめ	35頁
写真図版	
桃生城関係年表	
報告書抄録	

図 と 表

第1図 桃生城跡とその周辺の遺跡	4 頁
第2図 桃生城跡全体図	5 頁
第3図 第10次調査遺構全体図	7 頁
第4図 SI 151 住居跡平面図と堆積層断面図	9 頁
第5図 SI 151 住居跡出土遺物	10頁
第6図 SI 152 住居跡平面図と堆積層断面図、出土遺物	11頁
第7図 SI 153 住居跡平面図と堆積層断面図、出土遺物	13頁
第8図 SI 154 住居跡平面図と堆積層断面図、出土遺物	15頁
第9図 SK156 土壌平面図と堆積層断面図	16頁
第10図 縄文土器と弥生土器	16頁
第11図 出土土師器の分類	19頁
第12図 桃生城跡第1次調査から第10次調査までに発見した住居	22頁
第13図 桃生城外郭の遺構	29頁
第14図 桃生城政庁域の遺構	30頁
第15図 桃生城政庁域と周辺の遺構	33頁
第1表 多賀城関連遺跡第6次5カ年計画	2 頁
第2表 桃生城跡の調査内容と発掘面積	26頁
第3表 桃生城跡第1次調査から第10次調査までに出土した瓦	31頁

例 言

1. 本書は平成13年度に実施した桃生城跡第10次調査の成果と桃生城跡第1～10次調査のまとめを収録したものである。
2. 当研究所の発掘調査は多賀城跡調査研究指導委員会の指導のもと、年次計画にもとづき実施している。
3. 本遺跡の測量は、第X系座標 $X = -163,020,000\text{m}$ 、 $Y = 39,000,000\text{m}$ 、 $H = 65.440\text{m}$ を原点とする。原点は政庁正殿の南西隅柱穴柱痕跡の中心から西26.1m、南6.4mに位置する。発掘基準線の北は第X系座標北と一致し、本書の方位は発掘基準線を用いている。
4. 土色と遺物の色調は、小山正忠・竹原秀雄『新版標準土色帖17版』（日本色研事業株式会社、1996年）を参照した。
5. 本調査で得られた資料は宮城県教育委員会で保管している。
6. 報告書作成に際して、田中広明（埼玉県埋蔵文化財調査事業団）、長島栄一氏（仙台市教育委員会）、村田晃一氏（宮城県教育委員会）、佐藤敏幸氏（矢本町教育委員会）、高橋誠明氏（古川市教育委員会）にご教示を頂いた。
7. 本調査成果の一部は『現地説明会資料』に紹介しているが、本書の内容が優先する。
8. 本書は、白鳥良一、阿部恵、後藤秀一、佐藤和彦、古川一明、吾妻俊典、白崎恵介の討議と検討をもとに、吾妻と阿部が執筆し、編集した。

調査要項

遺跡名	桃生城跡
所在地	宮城県桃生郡河北町飯野字中山・字碓畑・字高屋敷、同郡桃生町太田字沢入畑
調査面積	約600m ² （河北町飯野字中山28）
調査主体	宮城県教育委員会（教育長 千葉眞弘）
調査担当	宮城県多賀城跡調査研究所長 白鳥良一
調査共催	河北地区教育委員会（教育長 松澤俊男） 桃生町教育委員会（教育長 阿部礼記）
調査指導	多賀城跡調査研究指導委員会（委員長 芹沢長介）
調査員	白鳥良一・阿部恵・後藤秀一・佐藤和彦・古川一明・吾妻俊典・白崎恵介
地権者	岡田正・佐々木勝明・佐々木直一・阿部文一・伊藤幸一
調査協力者	河北地区教育委員会 松澤俊男・横山孝男・千葉照彦・佐藤徳郎・坂本忠厚 河北地区文化財保護委員 岡田平治・立花繁信・小出勝治・神山定男・武山武志・佐藤東一・中島久太郎 桃生町教育委員会 阿部礼記・佐々木栄・高橋とよみ 桃生町文化財保護委員 千葉惣一郎・遠藤勝太郎・阿部榮伍・菊地力・遠山博久 地元協力者 伊藤良一・佐々木清美・赤間勝雄・阿部とみ子・阿部信子・伊藤幸一・伊藤信雄・伊藤やゑ子・遠藤やす子・小出豊・小出いく子・小出新吾・小出正夫・今野熊治・佐々木市子・佐々木たえ子・佐藤きみの・高石とよこ・三浦まつよ・堀井真 敦煌研究院考古研究所 王平先 報告書作成参加者 佐久間広恵・高橋美江・山家由子・千葉さおり・竹ヶ原亜希・堺沢亜紀 発掘調査期間 平成13年8月1日～10月12日

I. 多賀城関連遺跡の調査計画

当研究所では昭和49年度以来、特別史跡多賀城跡附寺跡の調査研究と並行して、宮城県内に所在し古代多賀城と密接な関連をもつ、城柵官衙遺跡と生産遺跡の調査研究を継続的に実施している。この調査研究事業は、古代の陸奥国及び出羽国を支配するうえで中心としての役割を果たした多賀城を、多角的な視野から解明するとともに、これら諸遺跡の保存と活用を目的としている。

調査は多賀城跡調査研究指導委員会の指導にもとづき5カ年ごとに計画を立て、これに従って実施している。第1次5カ年計画1・2年次（昭和49・50年度）では本遺跡、第1次5カ年計画3～5年次（昭和51～53年度）では築館町伊治城跡を、第2次5カ年計画（昭和54～58年度）と第3次5カ年計画1・2年次（昭和59・60年度）では古川市名生館遺跡と岩出山町合戦原窯跡群を、第3次5カ年計画3～5年次（昭和61～63年度）と第4次5カ年計画1～4年次（平成元～4年度）では宮崎町東山遺跡を、第4次5カ年計画5年次（平成5年度）は松山町と三本木町にまたがる下伊場野窯跡群の発掘調査を実施した。これらの遺跡のなかで、伊治城跡、名生館遺跡、東山遺跡については、当研究所の調査終了後に計画的な調査がそれぞれの市と町の教育委員会に引き継がれている。さらに名生館遺跡と東山遺跡は、昭和62年に名生館官衙遺跡、平成11年に東山官衙遺跡として、それぞれ史跡に指定されている。

第5次5カ年計画（平成6～10年度）と第6次5カ年計画1・2年次（平成11～12年度）では、桃生城跡周辺が開発による土取りの恐れが生じていることから、遺跡の規模と構造を確定するために再度桃生城跡の発掘調査を実施した。

平成13年度は、第6次5カ年計画3年次にあたり、前年度に引き続き桃生城跡の西側丘陵頂部を調査した。総事業費は11,400千円(国庫補助50%)である。なお第5次5カ年計画初年度（平成6年度）から行っている桃生城跡の継続した発掘調査は、本年度の第6次5カ年計画3年次をもって最終年度となる。

年度(西暦)	5カ年計画内容	対象面積	発掘面積	予 算
平成11年度(1999)	桃生城跡第8次発掘調査	4,000m ²	1,200m ²	15,300千円
平成12年度(2000)	桃生城跡第9次発掘調査	10,000m ²	1,400m ²	10,500千円
平成13年度(2001)	桃生城跡第10次発掘調査	6,000m ²	600m ²	11,400千円
平成14年度(2002)	亀岡遺跡第1次発掘調査	4,000m ²	800m ²	6,500千円
平成15年度(2003)	亀岡遺跡第2次発掘調査	2,000m ²	800m ²	17,000千円

平成11～13年度は実績、平成14年度以降は計画である。

第1表 多賀城関連遺跡第6次5カ年計画

Ⅱ．桃生城跡周辺の地形と遺跡

1．桃生城跡周辺の地形

遺跡は、北上山地の南にあたる東西3.5kmで南北4kmほどの不整形をなす独立丘陵上に立地する。現在この丘陵の北と東は、南流する北上川によって背後の丘陵地から分断され、南と西は沖積地に面している。丘陵の裾を旧北上川とみられる古川が流れている。遺跡内は東側と西側の二つの丘陵に分かれ、その間は比高差の大きい谷となっている。標高の最も高いところは、東で80m、西で40mほどである。

2．桃生城跡周辺の遺跡

桃生城跡周辺には多くの古代の遺跡が分布する(第1図)。その中でも遺跡の立地する丘陵上には、外郭北東に隣接する集落遺跡である河北町新田東遺跡(註1)、北2kmほどに所在し桃生城へ瓦を供給した桃生町太田窯跡(註2)がみられる。

この他に桃生郡と牡鹿郡内には、桃生城と関連する官衙跡や生産遺跡などがいくつか存在する。主な遺跡に、南約11kmに位置し延暦11年(792)分の出挙額を記載した木簡や銅製帯金具を出土した石巻市田道町遺跡(註3)、南西約6kmに位置し8世紀代の瓦と8世紀後半から10世紀にかけての須恵器を生産した河南町須江窯跡群(註4)、南西約11kmに位置し牡鹿柵跡あるいは牡鹿郡衙跡に推定されている矢本町赤井遺跡(註5)、南西約17kmに位置し推定数100基を越える矢本町矢本横穴墓群(註6)、南西約21kmに位置し多賀城創建瓦を出土する鳴瀬町亀岡遺跡(註7)が挙げられる。この中で、赤井遺跡からは「牡舍人」、矢本横穴墓群からは「大舍人」と墨書された須恵器が出土しており、陸奥国海道地方の有力豪族である道嶋氏との関連が指摘されている(註8)。

(註)

(註1) 宮城県教育委員会が平成13年度に発掘調査を実施している。

(註2) 宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅲ』(多賀城関連遺跡発掘調査報告書第20冊、1995年)。

(註3) 石巻市教育委員会『田道町遺跡』(石巻市文化財調査報告書第7集、1995年)。

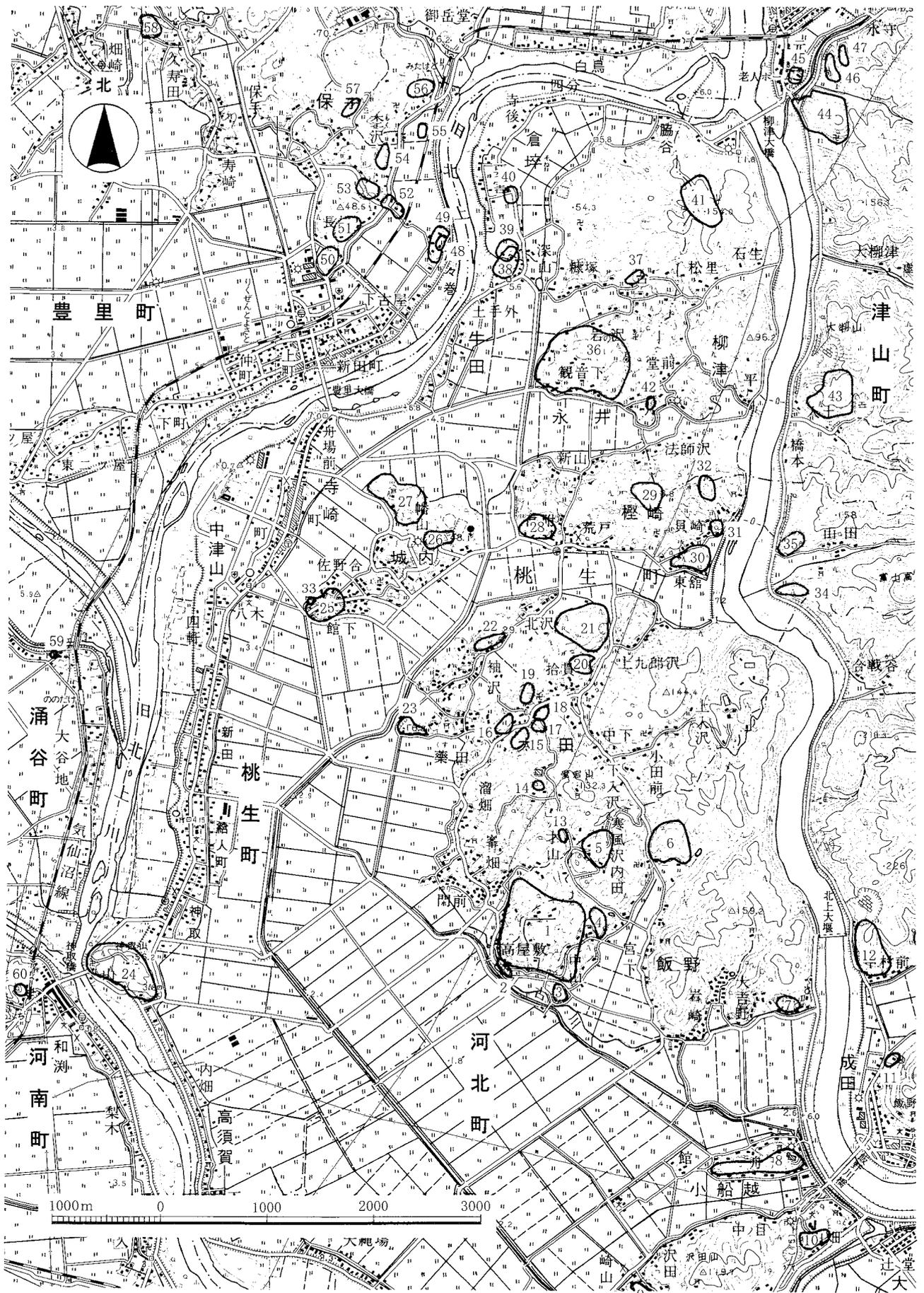
(註4) 河南町教育委員会『須江窯跡群関ノ入遺跡—陸奥海道地方最大の須恵器生産地—』(河南町文化財調査報告書第7集、1993年)、ほか。

(註5) 矢本町教育委員会・宮城県石巻土木事務所『赤井遺跡Ⅰ—牡鹿柵・郡家推定地—』(矢本町文化財調査報告書第14集、2001年)、ほか。

(註6) 矢本町『矢本町史』(第1巻、1973年)、ほか。

(註7) 伊東信雄「秋の踏査記(下)」(『仙台郷土研究』第6巻第13号、1936年)。

(註8) 註6、註5の文献、三宅宗義「矢本町赤井字星場出土のへら書き土器」(『石巻地方の歴史と民俗』宮城県石巻工業高等学校、1973年、49～61頁)ほか。



第1図 桃生城跡とその周辺の遺跡

河北町

No.	遺跡名	種別	時代
1	桃生城跡	城	古
2	高屋敷遺跡	包含地	古
3	飯野館跡	城	中
4	新田東遺跡	包含地	古
5	問答山遺跡	城	古
6	赤間館跡	城	中
7	外吉野遺跡	包含地	古
8	後谷地遺跡	包含地	古
9	沢田山西遺跡	包含地	古
10	七郎館跡	城	古
11	成田遺跡	包含地	古
12	山崎館跡	城	中

桃生町

No.	遺跡名	種別	時代
13	万歳山A遺跡	包含地	縄文
14	万歳山B遺跡	包含地	奈良・平安
15	細谷B遺跡	包含地	奈良・平安
16	太田窯跡	窯跡	奈良
17	細谷遺跡	包含地	縄文・古

18	宗全山遺跡	包含地	縄文・古
19	拾貫沓番遺跡	包含地	奈良・平安
20	日高見神社遺跡	包含地	縄文・古
21	安倍館跡	城	中
22	角山遺跡	包含地	奈良・平安
23	太田館跡	城	中
24	神取山城跡	城	中
25	中津山城跡	城	中
26	八幡館跡	城	中
27	沢山城跡	城	中
28	壇ノ森館跡	城	中
29	黄竜淵館跡	城	中
30	檜崎館跡	城	中
31	窪崎貝塚	貝塚	縄文・早
32	陣ヶ茶館跡	城	古
33	白鳥古墳	古墳	古
34	山田圃古墳	古墳	古
35	山田館跡(館山城)	城	古

36	永井館跡	城	中
37	茶臼山附近遺跡	包含地	古
38	如來山館跡	城	中
39	深山貝塚	貝塚	縄文・中
40	倉坪遺跡	城	縄文・古
41	茶臼山館跡	城	中

津山町

No.	遺跡名	種別	時代
42	十所貝塚	貝塚	縄文・早
43	館ヶ森館跡	城	中
44	柳津館山館跡	集落	平安・中
45	旧柳津中学校敷地内遺跡	包含地	縄文・後
46	平形A遺跡	集落	縄文・弥生
47	平形B遺跡	包含地	縄文

豊里町

No.	遺跡名	種別	時代
48	加ヶ巻遺跡	包含地	縄文・後

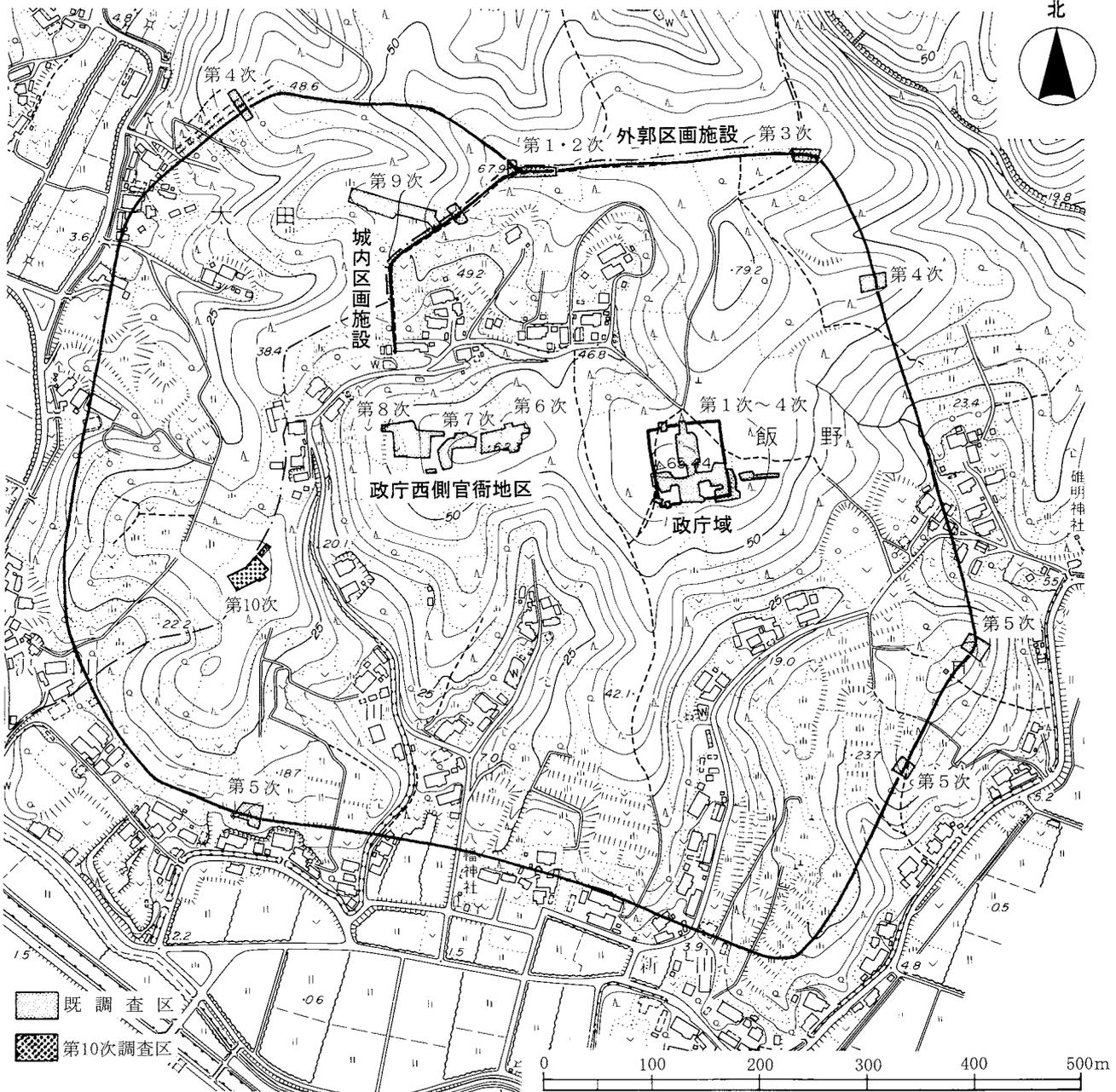
49	月輪館跡	城	中
50	沼崎山遺跡	集落	縄文・平安
51	蕪木遺跡	包含地	古
52	長根浦貝塚	貝塚	縄文・早
53	鳥越遺跡	集落	平安
54	李沢遺跡	包含地	古
55	前館跡	城	中
56	赤生津	城	中
57	要吉館跡	包含地	古
58	久寿山館跡	城	中

通谷町

No.	遺跡名	種別	時代
59	御膳姫社古碑群	古碑	鎌倉・室町

河南町

No.	遺跡名	種別	時代
60	要吉館跡	城	中



第2図 桃生城跡全体図

Ⅲ. 桃生城跡第10次調査

1. 調査の目的

第10次調査は桃生城内を二分する城内区画施設の西にあたる丘陵頂部を対象とした（第2図）。その目的は、遺構の西側への広がり把握することにある。この城内区画施設の西は、『続日本紀』宝亀5年（774）7月壬戌条に海道蝦夷が「侵桃生城、敗其西郭」とあることから、西郭の有力な候補と推定してきた場所にあたる。そのため桃生城西半の様相を明らかにすることは、桃生城全体の構造を把握する上で特に重要な意味をもつと考え調査を実施した。

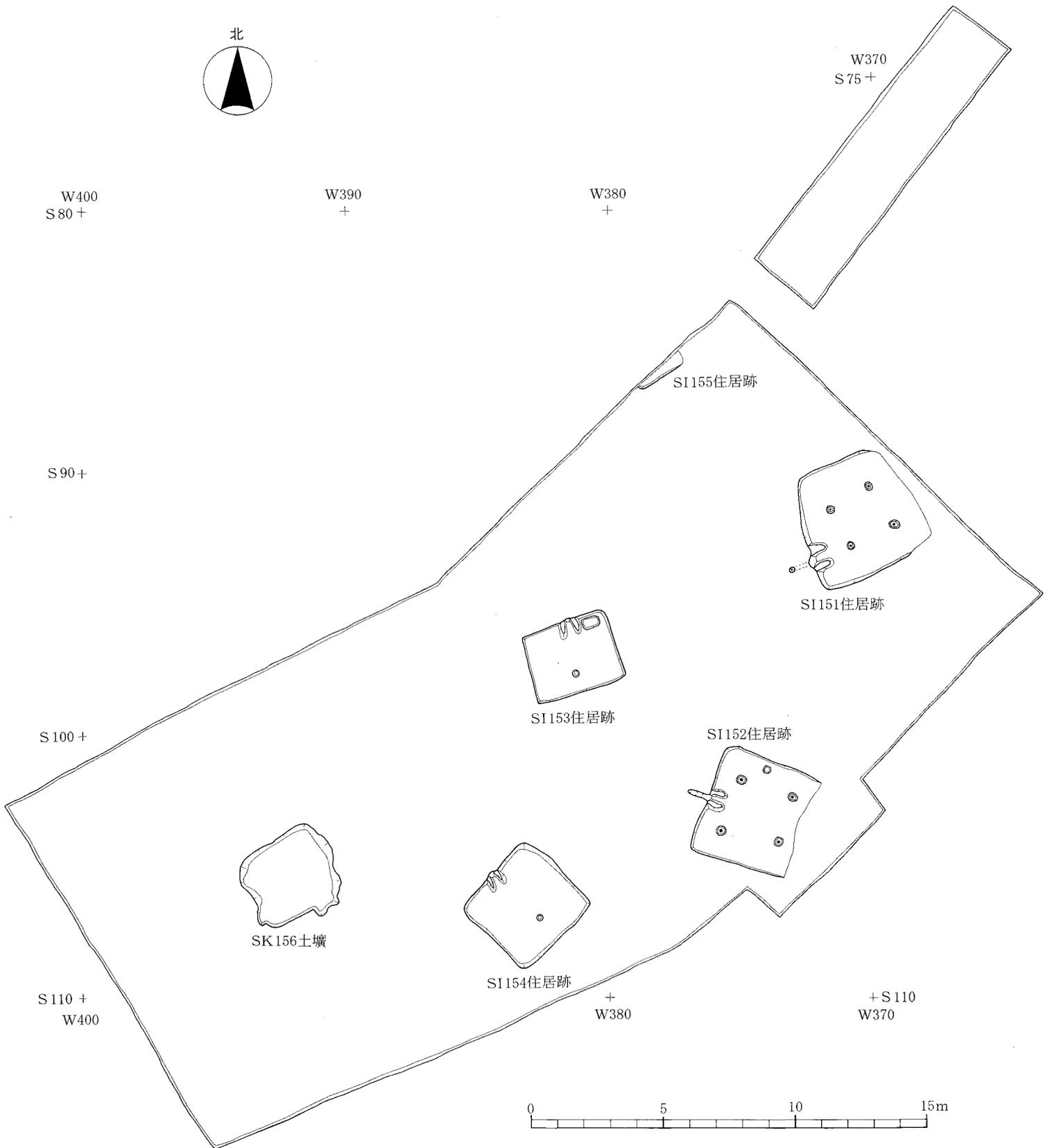
2. 調査の経過

8月1日に発掘調査開始式を行った。2日から20日までに重機と人力で約570㎡の表土を除去し、竪穴住居跡5棟と土壇1基を検出した。その後9月12日までに検出した遺構の全てを掘り下げ、縮尺20分の1の遺構断面図と平面図の作成、35mmカラースライドフィルムと60mm×70mm白黒フィルムによる遺構細部の写真撮影を行った。13日にはラジコンヘリコプターを利用した空中からの写真撮影を35mmカラースライドフィルムと60mm×70mmカラースライドフィルム及び白黒フィルムを使用して行った。これらの進捗を受けて、調査成果を9月13日に報道機関へ公表し、15日に現地説明会を行った。13日は新聞社6社とテレビ局3社、15日は約140名の参加が得られた。説明会後の18日と19日は、住居跡柱穴の断ち割りとその記録、さらに遺構の北斜面での延びを確認するため、人力により3m×12.5mの範囲で調査区の拡張を行った。拡張した調査区では、新たな遺構の発見はなかった。10月2日には、多賀城跡調査研究指導委員会の現地指導を受けた。翌3日から重機と人力による遺構の埋め戻しを行い、12日に発掘調査を終えた。

発掘調査は、8月1日から10月12日まで行った。その間、8月3週目と9月4～5週目にそれぞれ作業を一時中断しており、調査日数は延べ39日である。

なお調査期間中は、来跡者が桃生城跡の重要性を理解し、遺跡保護の関心が高まるように、調査員による遺跡の紹介と調査成果の説明に努め、次の研修や巡検を受け入れた。

- 8月20日 鳴瀬町奥松島縄文村資料館博物館実習
- 8月21日 国学院大学大学院古代史専攻史跡巡検
- 8月22日 桃生町教育委員会 新任・移動教職員研修
- 9月4日 桃生町立中津山第2小学校第6学年研修
- 9月5日 桃生町立中津山第2小学校第5学年研修
- 9月14日 河北地区教育委員会文化財保護委員研修



第3図 第10次調査遺構全体図

3. 発見した遺構と遺物

今回調査を行った地区は桃生城跡内の西側丘陵に位置し、その丘陵南半の頂部にあたる。この場所は標高が約42mと西側丘陵中で最も高く、頂部はほぼ平坦であるが、北側は緩やかに傾斜し低くなっている。東西と南は比高差の大きな斜面で区画されている。

第10次調査は、この頂部平坦面から北の緩斜面にかけての約600m²を対象とした。調査直前は、杉林として利用されていた。調査区内の層序は全域で同一で、表土である褐色(7.5YR4/3)土の下が、いわゆる地山である明黄褐色(10YR6/8)礫層である。遺構検出は表土直下の地山で行い、竪穴住居跡5棟と土壇1基を確認している(第3図)。それぞれの遺構に重複は認められない。各遺構の説明は、住居跡、土壇の順に行い、遺物は出土した遺構ごとに報告するが、明らかに遺構とは時代を異にする縄文土器と弥生土器の破片については、表土から出土した遺物とあわせて最後に図示する。なお出土した土師器は、全て製作にロクロを使用しないものである。

(1) 住居跡

【SI 151住居跡】(第4図)

〔位置〕調査区の北東に位置する。

〔規模と平面形〕平面形は南の辺で約4.7m、西の辺で約4.5mの方形である。

〔堆積層〕黒褐色土と暗褐色土、褐色土、にぶい黄橙色土と礫から成り立ち、9層(第1層～第9層)に区分した。いずれも自然堆積層である。

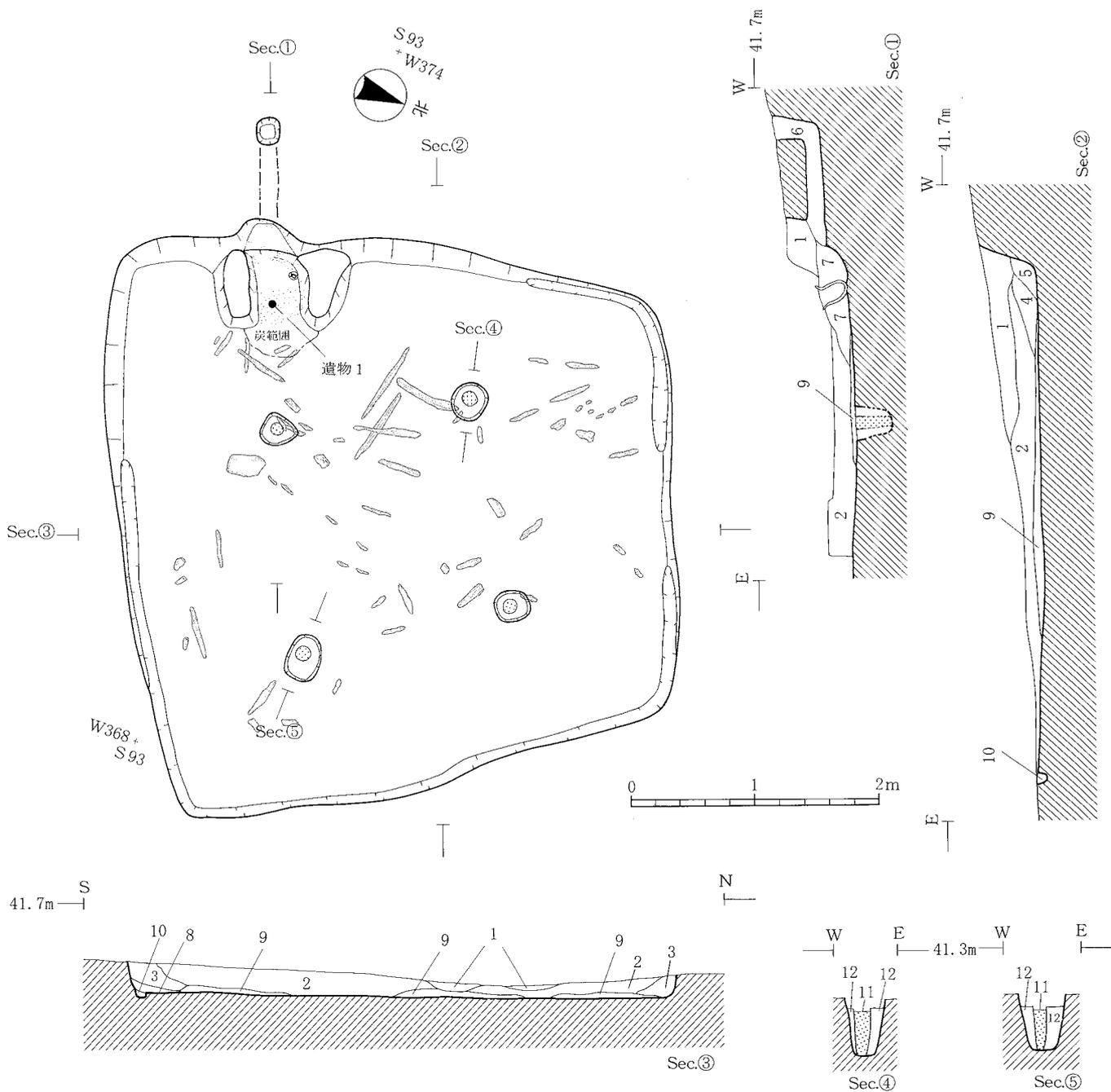
〔壁〕床から急な角度で立ち上がる。最も残りの良い西の壁で44cmの高さである。

〔床〕地山をそのまま床としている。床面積は約18.9m²である。床全面に多量の炭化材が散乱し、一部に焼面が見られた。特に炭化材には、住居の上部構造を想定させる一定の太さと長さを持つものが認められた。床の状況と住居内に残された遺物がカマド内から出土した土師器甕1点であることから、住居廃絶後に失火したとみられる。

〔支柱穴〕4個確認した。それぞれ一辺約25～40cmの方形の柱穴掘り方に、径約15cmの柱痕跡が認められた。これらはほぼ共通した大きさを持ち、住居の4隅に並ぶように配置していることから、住居の屋根を支える主要な柱穴と考えられる。

〔カマド〕西の壁に位置しており、燃焼部と煙道部を確認した。燃焼部の大きさは奥行き72cm、幅34cmで、側壁を灰白色粘土によって構築している。燃焼部の中央から北よりで、支脚に使用された直方体の礫が認められた。煙道部は奥行き116cm、幅20cmで、燃焼部底面から30cmほど高い位置から南西方向へほぼ水平にトンネル状に地山を削り貫きながら延び、煙出部分で垂直に立ち上がる。燃焼部の底面と側壁内面、煙道部の中でも燃焼部に近い部分は火熱によって赤変している。

〔周溝〕東の壁沿い及び西と北、南の一部の壁沿いで確認した。周溝の大きさは幅10cm、深さ5cmほどで、断面形が上端が広がる「U」字形である。堆積層は暗褐色土である。周溝は大きさと堆積層の



層	土色・土性	備考	層	土色・土性	備考
1	黒褐色 (7.5YR3/2) 土	地山粒を若干含む。自然堆積層。	7	褐色 (10YR4/4) 土	カマド内堆積土。炭粒と焼土を若干含む。自然堆積層。
2	暗褐色 (7.5YR3/3) 土	地山粒を多く含む。自然堆積層。	8	にぶい黄褐色 (10YR7/3) 礫	地山の礫によって構成される。自然堆積層。
3	褐色 (7.5YR4/3) 土	地山粒を若干含む。自然堆積層。	9	にぶい黄褐色 (10YR7/4) 土	炭粒と焼土を多量に含む。焼失の跡を反映する層。自然堆積層。
4	褐色 (7.5YR4/3) 土	地山粒を多く含む。自然堆積層。	10	暗褐色 (10YR3/3) 土	壁材の抜取溝。
5	にぶい黄褐色 (10YR7/4) 土	地山礫を多く含む。自然堆積層。	11	褐色 (10YR4/4) 土	柱痕跡。
6	褐色 (7.5YR4/3) 土	煙道内堆積層。地山粒をわずかに含む。自然堆積層。	12	黄褐色 (10YR5/8) 土	地山の礫を多量に含む。柱掘方。

第4図 SI 151住居跡平面図と堆積層断面図

状況から壁材の抜取溝と見られる。

〔方向〕住居の方向をカマドの中心線で見ると、北から西へ約115度偏る。

〔出土遺物〕カマド内部に残された状態で土師器甕（第5図1）が出土した。この他に、堆積層から土師器鉢1点（2）と土師器坏3点（3～5）、土師器甕の破片52点、壺の破片1点、弥生土器の破片



[遺物の縮尺は1/3。]

遺物	種類	出土遺構と層位	特徴	登録	箱番号
1	土師器甕	SI151住居跡 カマド内に遺棄	残存4/5。器高32.5cm、口径(21.0)cm、底径8.6cm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]口縁部にヨコナデ、体部にハケメ、底部は摩滅。色調は、暗褐色(10YR3/4)。体部にはハケメの後に、薄い炭化物(煤)が付着し、その後薄い粘土が撫でつけられ、その後さらに薄い炭化物(煤)が付着。体部下半は、加熱による赤変と剥落。[内面]口縁部に横方向のヘラナデ後にヨコナデ、体部に横方向のヘラナデ。色調は、暗褐色(10YR3/4)。体部の約半分ほどまで、炭化物の付着(焦げ)のため黒色に変化。口縁端部も一部炭化物(煤)のため黒色に変化。	SI151 -R1	13232
2	土師器鉢	SI151住居跡 カマド内堆積土	口径(16.2)cm、底径(9.2)cm。胎土に砂粒を殆ど含まず、特に緻密である。[外面]体部に横方向のヘラケズリ、口縁部と底部は摩滅。色調は、明黄褐色(10YR7/6)。[内面]体部に横方向のヘラナデの後に黒色(2.5Y2/1)処理。口縁部は摩滅。	SI151 -R2	13232
3	土師器坏	SI151住居跡 堆積土3層	残存1/3。器高4.0cm、口径(14.0)cm。胎土に砂粒を若干含むが、大凡緻密である。[外面]口縁部に横方向のヘラミガキ、体部から底部にヘラケズリの後に横方向のヘラミガキ。色調は、にぶい黄橙色(10YR7/3)。[内面]横方向のヘラミガキの後に黒色(10YR2/1)処理。口縁部の一部分に、二次加熱による黒色処理の剥落と赤変。	SI151 -R3	13232
4	土師器坏	SI151住居跡 堆積土2層	残存1/3。器高2.4cm以上、口径(12.4)cm。胎土に砂粒を若干含むが、大凡緻密である。[外面]口縁部に横方向のヘラミガキ、体部から底部にヘラケズリの後にヘラミガキ。色調は、にぶい黄橙色(10YR7/3)。[内面]横方向のヘラミガキ。色調は、にぶい黄橙色(10YR7/3)。	SI151 -R4	13232
5	土師器坏	SI151住居跡 堆積土1層	器高4.0cm、口径(14.0)cm。胎土に砂粒を殆ど含まず、特に緻密であり、海綿動物の骨針を含む。[内外面]横方向のヘラミガキの後に黒色(10YR2/1)処理。	SI151 -R5	13232

第5図 SI151住居跡出土遺物

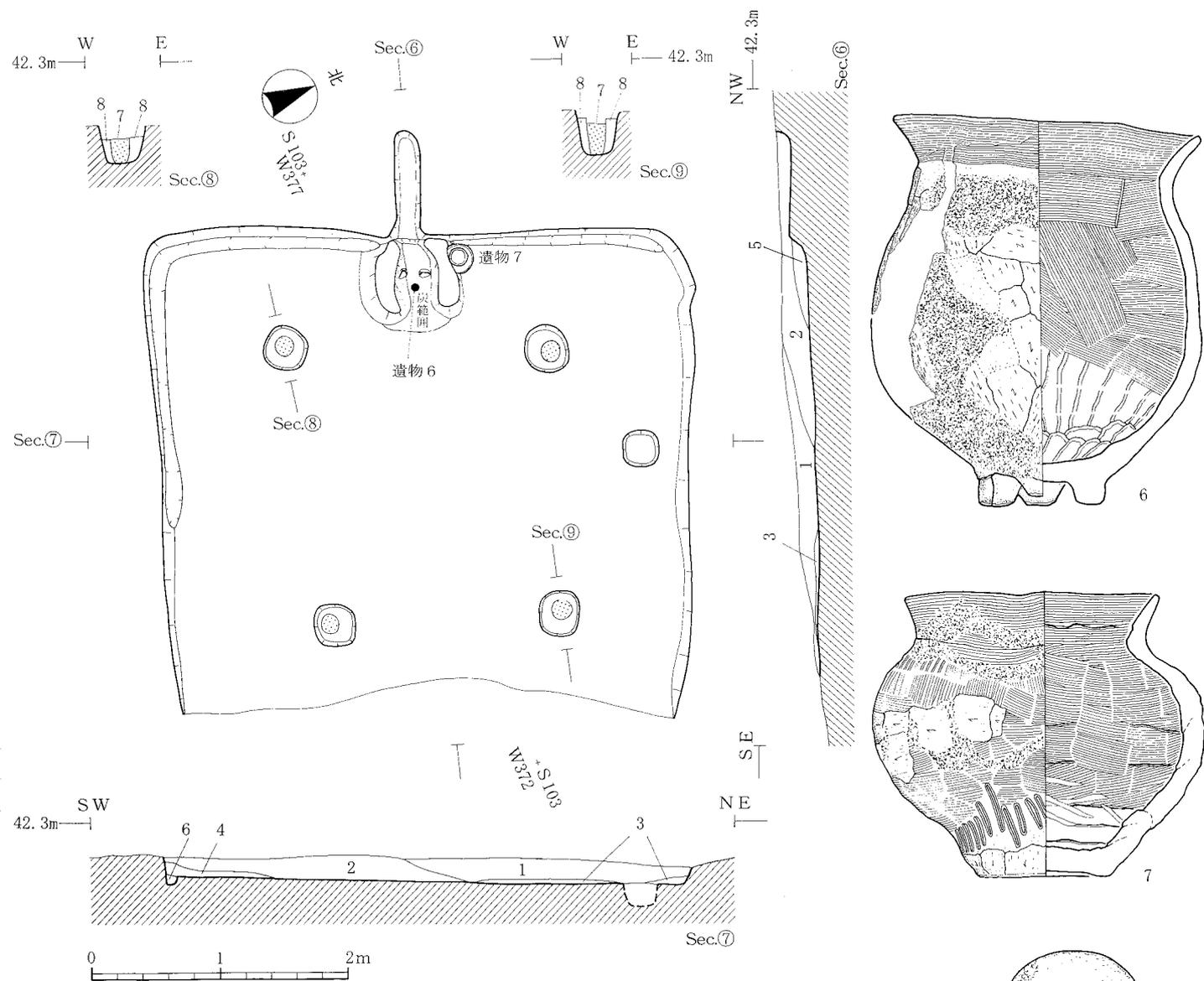
法量における()内の数値は、復元値である。

37点(第10図18・19、他)、縄文土器の破片1点(20)が出土した。土師器壺の破片は、内外面を赤彩した口縁部で、古墳時代前期から中期の特徴を持つものである。弥生土器の破片で器形がわかるものに壺と鉢がある。土師器甕(1)は住居廃絶時にカマドに残された出土状況にあり、住居の廃絶年代を反映する資料である。

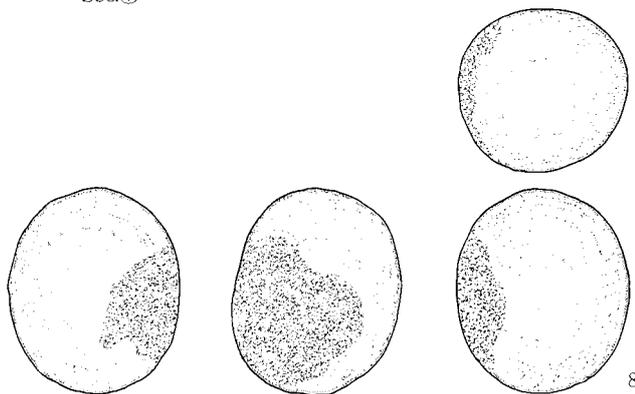
【SI152住居跡】(第6図)

〔位置〕調査区の南東に位置する。

〔規模と平面形〕西の辺で約4.3m、北の辺は残存部分で約3.8mである。東側は削平を受けているが、平面形は方形と見られる。



層	土色・土性	備考
1	黒色(7.5YR2/1)土	地山の粒を若干含む。自然堆積層。
2	黒褐色(7.5YR2/2)土	地山の粒を多く含む。自然堆積層。
3	黒色(7.5YR2/1)土	地山の礫をブロック状に多量に含む。自然堆積層。
4	黒褐色(10YR3/2)土	炭粒と焼土を多く含む。自然堆積層。
5	灰黄褐色(10YR4/2)土	焼土・炭粒・カマド崩壊土を多く含む。自然堆積層。
6	暗褐色(10YR3/3)土	壁材の抜取溝。
7	褐色(10YR4/4)土	しまりなし。柱痕跡。
8	黄褐色(10YR5/8)土	地山の礫を多量に含む。柱掘方。



[遺物の縮尺は 1/3.]

遺物	種類	出土遺構と層位	特徴	登録	箱番号
6	土師器 甕	S1152住居跡 カマド内に遺棄	残存3/4。器高18.5cm。口径(14.6)cm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]口縁部にヨコナデ、体部に縦方向のヘラケズリ。色調は、暗褐色(10YR3/3)。底部へ十字の刻みを行い4分割し、脚部をつくっている。体部上部から底部まで、炭化物(煤)が付着。[内面]口縁部にヨコナデ、体部上半にヘラナデ、体部下半に整形時の圧痕。色調は、暗褐色(10YR3/3)。	S1152 -R1	13233
7	土師器 甕	S1152住居跡 カマド掘の 外側に据置	ほぼ完形。器高13.5cm。口径11.8cm。底径6.0cm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]口縁部にヨコナデ、体部上半にハケメとヘラケズリ後ナデ、体部下半に工具でナデつけた凸凹、底部に木葉痕。口縁から体部に炭化物が付着。体部下半と底部には加熱による赤変。色調は、にぶい黄褐色(10YR5/3)。[内面]口縁部にヨコナデ、体部にヘラナデ、体部下半の一部にヘラミガキ、底部に指圧痕。色調は、にぶい黄褐色(10YR5/3)。	S1152 -R2	13233
8	石製品 擦石	S1152住居跡 堆積土1層	重さ453g。長径8.0cm、短径6.8cm。砂岩製。全面に研磨痕、一部に炭化物が付着する。	S1152 -R3	13233

法量における()内の数値は、復元値である。

第6図 S1152住居跡平面図と堆積層断面図、出土遺物

〔堆積層〕 黒色土と黒褐色土、暗褐色土、灰黄褐色土から成り立ち、5層（第1層～第5層）に区分した。いずれも自然堆積層である。

〔壁〕 床から急な角度で立ち上がる。最も保存の良い北の壁で25cmの高さである。

〔床〕 地山をそのまま床としている。残存部分の床面積は約14.4㎡である。

〔主柱穴〕 4個確認した。一辺約30cmの方形の柱穴掘り方に、径約15cmの柱痕跡が認められる。これらは住居平面形の4隅に対して並ぶことから、住居の屋根を支えた主要な柱穴と考えられる。

〔カマド〕 北西の壁に位置しており、燃焼部と煙道部を確認した。燃焼部は奥行き64cm、幅22cmで、袖を灰白色粘土によって構築している。北袖の外側には土師器甕を正位に埋設している。燃焼部の奥には、南北2カ所で直方体の礫を支脚としている。煙道部は奥行き86cm、幅20cmの大きさで、燃焼部底面から15cmほど高い位置より北西方向へほぼ水平に地山を削り貫きながら延び、煙出部分で垂直に立ち上がる。燃焼部の側壁内面は火熱によって赤変している。

〔周溝〕 カマド部分を除く、北西の辺と南西の辺の壁沿いで確認した。周溝の規模は幅5～10cm、深さ4cmで、断面形が上端が広がる「U」字形である。堆積層は暗褐色土である。周溝は大きさと堆積層の状況から壁材の抜取溝と考えられる。

〔その他の施設〕 北壁の際でピットを1個確認した。一辺28cmの方形で、柱痕跡は認められない。柱の抜取穴と見られ、壁際に位置することから住居の入り口にかかわるピットの可能性がある。

〔方向〕 住居の方向をカマドの中心線で見ると、北から西へ約70度偏る。

〔出土遺物〕 カマド北袖の外側に設置された状態の土師器甕（第6図7）とカマド焼成部で横倒れ状態の土師器甕（6）が出土した。この他に堆積層から土師器甕の破片9点、弥生土器の破片6点、砂岩製の擦石1点（8）が出土している。土師器甕（6・7）は、住居廃絶時にカマドに残された出土状況にあり、住居の廃絶年代を反映する資料である。

【S1153住居跡】（第7図）

〔位置〕 調査区のほぼ中央に位置する。

〔規模と平面形〕 東辺で約2.7m、南辺で約3.6mの方形である。

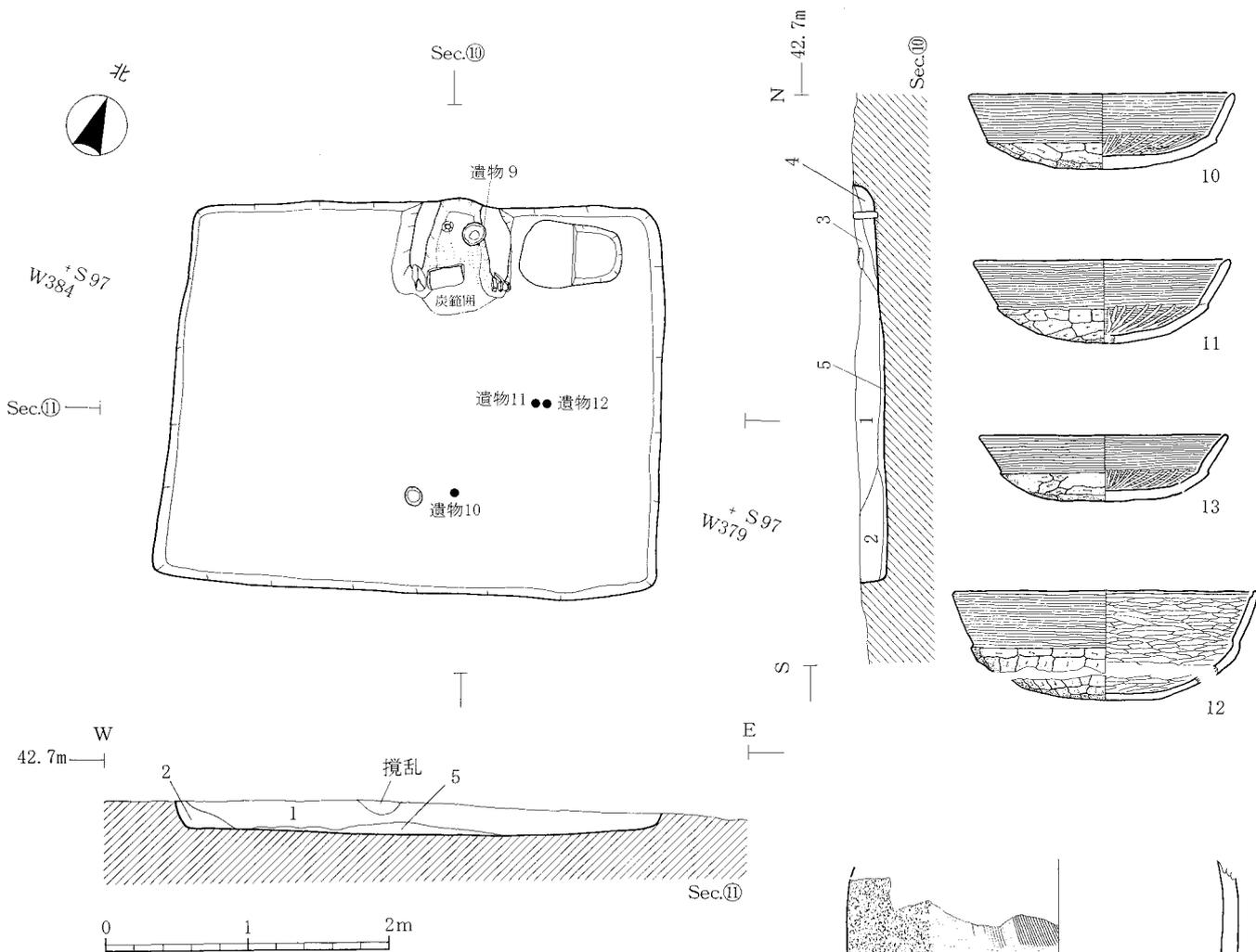
〔堆積層〕 黒色土と暗褐色土、褐色土から成り立ち、5層（第1層～第5層）に区分した。いずれも自然堆積層である。

〔壁〕 床から急な角度で立ち上がる。最も保存の良い北の壁で17cmの高さである。

〔床〕 地山をそのまま床としている。床面積は約8.8㎡である。

〔カマド〕 北壁に位置しており、燃焼部を確認した。燃焼部は奥行き60cm、幅30cmである。側壁は灰白色粘土によって構築し、焚き口の両袖と天井部に礫を利用している。燃焼部の西奥には直方体の礫による支脚、東奥の側壁には土師器甕が正位で設置されている。燃焼部の底面と側壁内面、奥壁は火熱によって赤変している。

〔貯蔵穴状ピット〕 カマド東脇で貯蔵穴状ピットを確認した。大きさは、長軸72cm、短軸42cm、深さ8cmほどで、平面形が方形である。堆積層は、焼土を多量に含んだ褐色土で、人為堆積層である。



層	土色・土性	備考
1	黒色 (7.5YR2/1) 土	地山の粒を多く含む。自然堆積層。
2	暗褐色 (10YR3/3) 土	地山の粒を多く含む。自然堆積層。
3	褐色 (10YR4/4) 土	焼土を若干含む。自然堆積層。
4	褐色 (7.5YR4/3) 土	焼土を多く含む。自然堆積層。
5	暗褐色 (7.5YR3/3) 土	木炭・炭粒・焼土を多く含む。自然堆積層。

[遺物の縮尺は1/3。]

遺物	種類	出土遺構と層位	特徴	登録	箱番号
9	土師器甕	SI153住居跡カマド竪の内側に据置	残存4/5。器高15.8cm以上。底径7.8cm。胎土に砂粒を多く含む。[外面] 体部に縦方向のヘラケズリと縦方向のナデ、底部に木炭痕。体部に炭化物(煤)が付着。体部下半には加熱による赤変。色調は、にぶい黄褐色(10YR5/4)。[内面]体部に横方向のヘラナデ。底部に指圧痕。色調は、にぶい黄褐色(10YR5/4)。	SI153 -R1	13233
10	土師器環	SI153住居跡床	残存2/3。器高3.4cm。口径11.4cm。胎土に金色の雲母が含まれる。砂粒を殆ど含まず、全体的に緻密である。[外面]口縁部にヨコナデ、体部から底部にヘラケズリ。色調は、黒褐色(10YR2/3)。[内面]ヨコナデ後に体部下半に放射状のヘラミガキ。底部の一部に炭化物が付着。色調は、黒褐色(10YR2/3)。	SI153 -R2	13233
11	土師器環	SI153住居跡床	残存1/3。器高3.5cm。口径(11.0)cm。胎土に金色の雲母が含まれる。砂粒を殆ど含まず、全体的に緻密である。[外面]口縁部にヨコナデ、体部から底部にヘラケズリ。色調は、黒褐色(10YR3/1)。[内面]ヨコナデ後に体部下半に放射状のヘラミガキ。色調は、黒褐色(10YR2/3)。	SI153 -R3	13233
12	土師器環	SI153住居跡床	残存3/4。器高(4.6)cm。口径(13.0)cm。胎土に砂粒を殆ど含まず、特に緻密である。[外面]口縁部にヨコナデ、体部から底部にヘラケズリ。色調は、褐色(7.5YR6/6)。[内面]横方向のヘラミガキ。口縁端部の内面に浅い沈線状の痕跡が巡る。色調は、褐色(7.5YR6/6)。	SI153 -R4	13233
13	土師器環	SI153住居跡堆積土1~2層	残存1/2。器高(2.9)cm。口径(10.0)cm。胎土に砂粒を殆ど含まず、特に緻密である。[外面]口縁部にヨコナデ、体部から底部にヘラケズリ。色調は、黒褐色(10YR3/1)。[内面]口縁部にヨコナデの後に放射状のヘラミガキ。色調は、黒褐色(10YR3/1)。	SI153 -R5	13233

法量における()内の数値は、還元値である。

第7図 SI153住居跡平面図と堆積層断面図、出土遺物

〔**その他の施設**〕 南側中央でピットを1個確認した。ピットは径12cmの円形で、深さ10cmほどの大きさである。堆積層は暗褐色土である。柱痕跡は認められない。柱の抜取穴の可能性はある。

〔**方向**〕 住居の方向をカマドの中心線で見ると、北から西へ約20度偏る。

〔**出土遺物**〕 カマド東袖の内側に埋め込まれた状態で土師器甕（第7図9）、床から土師器坏（10～12）が出土した。この他に、堆積層から土師器坏（13）、土師器甕の破片37点、弥生土器の破片10点（第10図21・22、他）が出土している。土師器甕（9）はカマドに残された出土状況、土師器坏3点（10～12）は住居廃絶に際し床に残された出土状況にあり、これらは住居廃絶時に同時に存在し、住居の廃絶年代を反映する資料である。

【S1154住居跡】（第8図）

〔**位置**〕 調査区の南西に位置する。

〔**規模と平面形**〕 平面形は北東の辺で約3.6m、北西の辺で約3.7mの方形である。

〔**堆積層**〕 黒褐色土と褐色土から成り立ち、8層（第1層～第8層）に区分した。いずれも自然堆積層である。

〔**壁**〕 床から比較的緩やかな角度で立ち上がる。最も保存の良い北東の壁で27cmの高さである。

〔**床**〕 地山をそのまま床としている。床面積は約11.4m²である。

〔**柱穴**〕 1個を確認した。南側中央に位置し、径12cmの円形で、深さ7cmほどの大きさである。堆積層は暗褐色土である。柱痕跡は認められない。柱の抜取穴と考えられる。

〔**カマド**〕 北西の壁に位置しており、燃烧部を確認した。燃烧部は奥行き52cm、幅24cmほどで、側壁を灰白色（10YR8/2）粘土によって構築し、燃烧部中央に直方体の礫を利用した支脚が設けられている。燃烧部の底面と側壁内面は火熱によって赤変している。

〔**方向**〕 住居の方向をカマドの中心線で見ると、北から西へ約35度偏る。

〔**出土遺物**〕 カマド燃烧部で横倒し状態の土師器甕（第8図14）と鉢（15）、床に横倒し状態の土師器鉢（16）と甕（17）が出土した。この他に堆積層から、土師器坏と甕の破片9点、弥生土器の破片4点出土した。土師器甕（14）と鉢（15）はカマドに残された出土状況、土師器鉢（16）と甕（17）は住居廃絶に際し床に残された状況にあり、これらは住居廃絶時に同時に存在し、住居の廃絶年代を反映する資料である。

【S1155住居跡】（第3図）

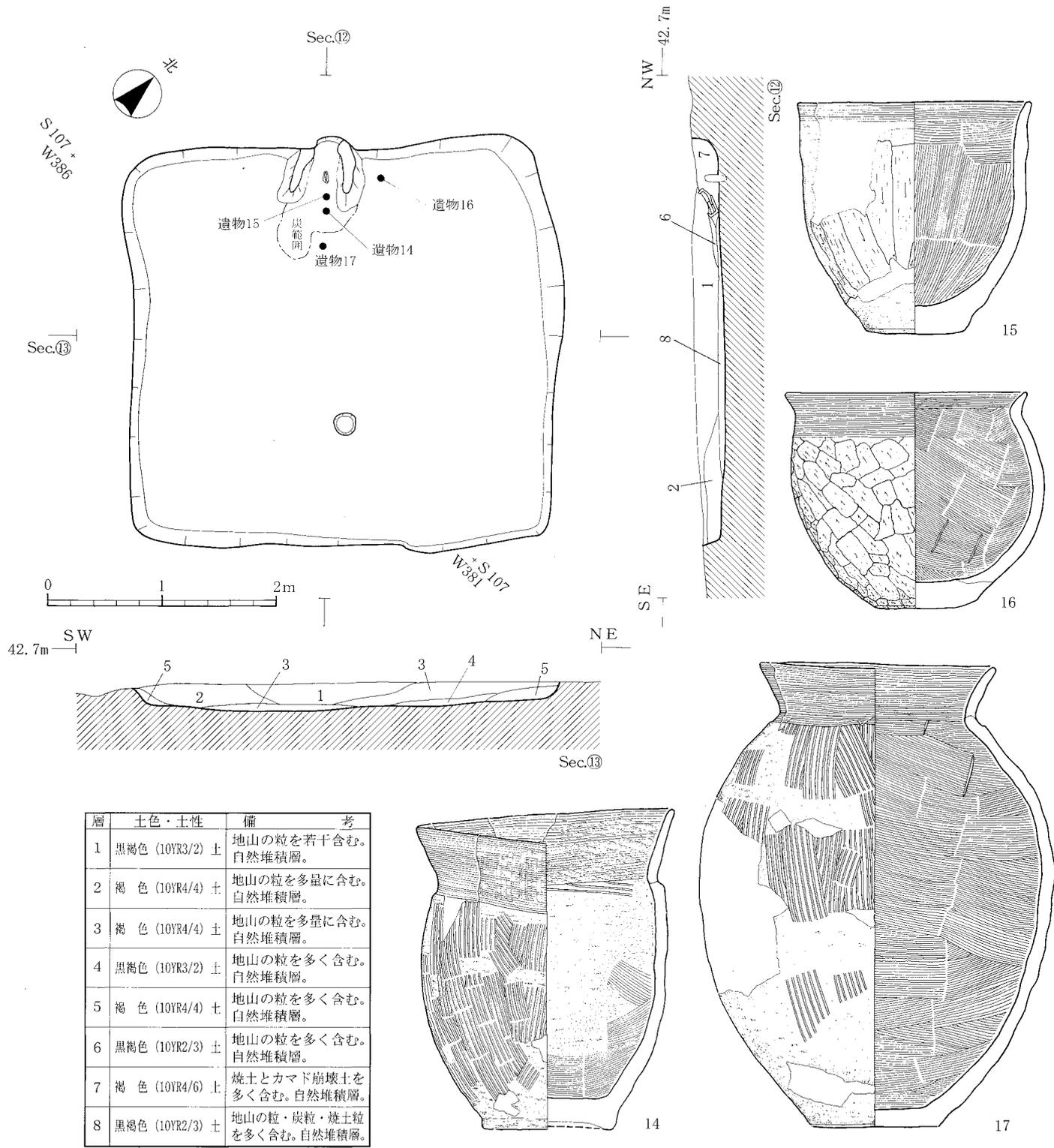
〔**位置**〕 調査区の北隅に位置する。

〔**規模と平面形**〕 住居の大半が調査区外に延びる。規模は南東の辺で約1.7mを確認した。北東側は削平されている。平面形は方形とみられる。

〔**堆積層**〕 暗褐色土の自然堆積層である。

〔**壁**〕 床から急な角度で立ち上がる。最も保存の良い南西の壁で27cmの高さである。

〔**床**〕 地山をそのまま床としている。

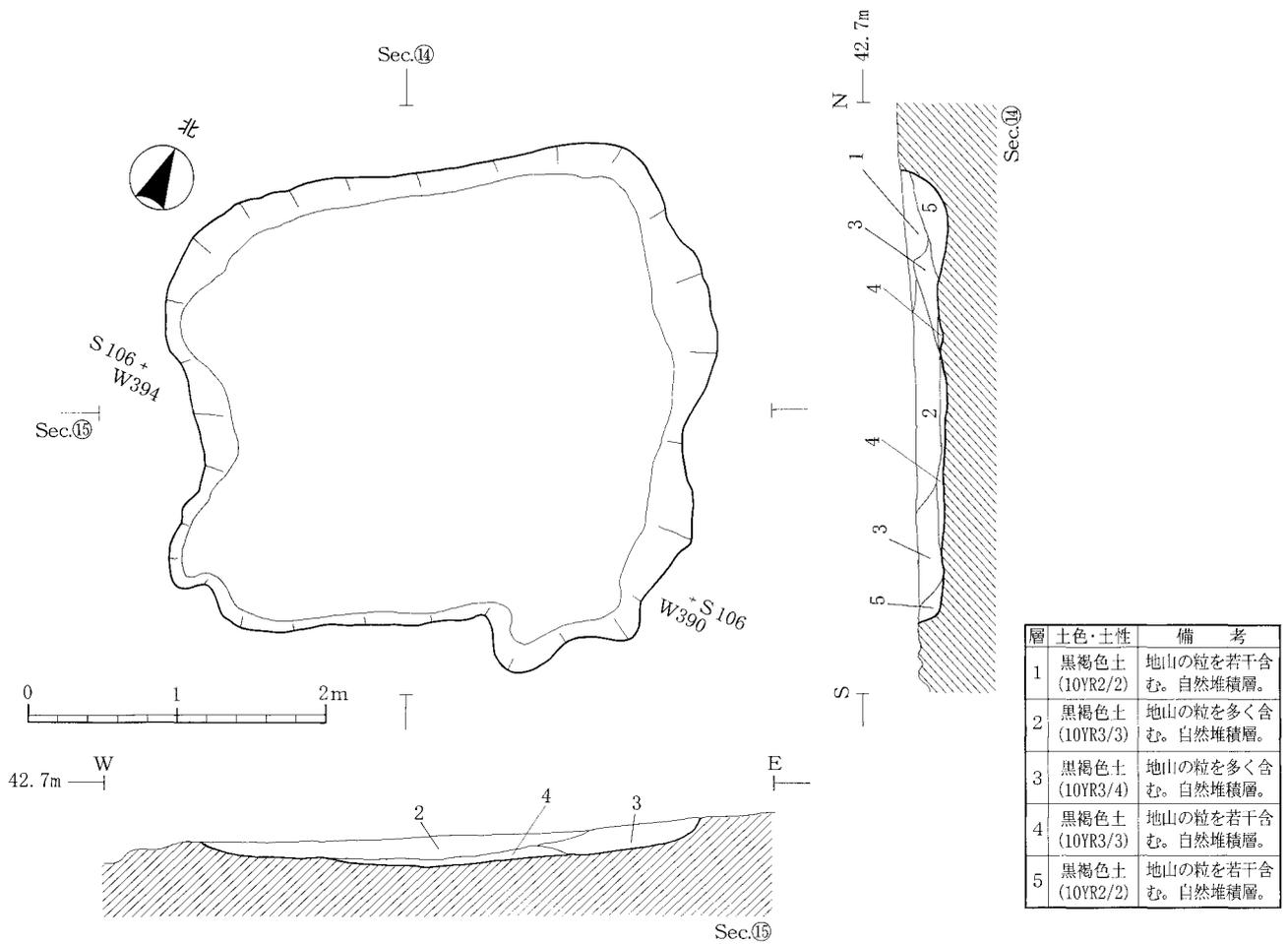


[遺物の縮尺は 1/3.]

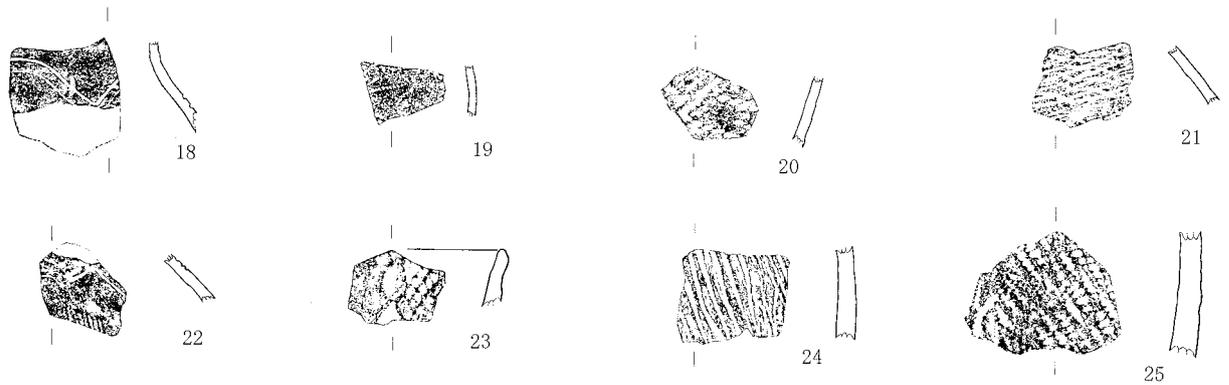
遺物	種類	出土遺構と層位	特徴	登録	箱番号
14	土師器 甕	SI154住居跡カマド内に遺棄	残存4/5。器高16.8cm、口径13.6cm、底径6.8cm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]口縁部に縦方向のハケメの後にヨコナデ、体部にハケメ。色調は、にぶい橙色(7.5YR6/4)。加熱により体部全体が赤変し、底部の大半が剥落。[内面]口縁部に横方向のハケメの後にヨコナデ、体部にヘラナデ。色調は、にぶい橙色(7.5YR6/4)。体部全体の摩滅が著しい。	SI154-R1	13232
15	土師器 鉢	SI154住居跡カマド内に遺棄	残存3/4。器高12.2cm、口径12.4cm、底径5.6cm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]口縁部にヨコナデ、体部に縦方向のヘラケズリ。底部は摩滅。色調は、褐色(10YR4/4)。[内面]口縁部にヨコナデ、体部に縦方向のヘラナデ。色調は、褐色(10YR4/4)。	SI154-R2	13232
16	土師器 鉢	SI154住居跡床	残存2/3。二次加熱により、全体の1/3を欠損。器高11.4cm、口径12.6cm、底径5.6cm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]体部と底部にヘラケズリの後に口縁部にヨコナデ。色調は、にぶい橙色(7.5YR6/4)。[内面]体部にヘラナデの後に口縁部にヨコナデ。色調は、にぶい橙色(7.5YR6/4)。	SI154-R3	13232
17	土師器 甕	SI154住居跡床	残存3/4。器高24.5cm、口径12.4cm、底径6.8cm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]口縁部にヨコナデ、体部に縦方向のハケメ。色調は、にぶい赤褐色(5YR5/4)。体部下半と底部は、二次加熱により剥落し赤変が著しい。[内面]口縁部にヨコナデ、体部に横方向のヘラナデ。色調は、にぶい赤褐色(5YR5/4)。	SI154-R4	13232

法量における()内の数値は、復元値である。

第8図 SI 154住居跡平面図と堆積層断面図、出土遺物



第9図 SK156土壌平面図と堆積層断面図



[遺物の縮尺は1/3。]

遺物	種類	出土遺構と層位	特徴	登録	箱番号
18	弥生土器 壺 頸部	SI151住居跡 堆積土1層	厚さ4~5mm。胎土に砂粒を殆ど含まず、緻密である。[外面]ヘラナデ後に2条の波状沈線が施される。色調は、にぶい黄褐色(10YR5/4)。[内面]ハケメ。色調は、にぶい黄褐色(10YR5/4)。	SI151-R6	13232
19	弥生土器 壺 体部	SI151住居跡 堆積土1層	厚さ3~4mm。胎土に砂粒を殆ど含まず、緻密である。[外面]撚糸を転がす。色調は、にぶい黄褐色(10YR5/4)。[内面]ナデ。色調は、にぶい黄褐色(10YR5/4)。	SI151-R7	13232
20	縄文土器 壺 体部	SI151住居跡 堆積土1層	厚さ4~5mm。胎土に砂粒を若干含む。[外面]撚糸を転がす。色調は、褐色(7.5YR4/3)。[内面]摩滅。色調は、明黄褐色(10YR6/6)。	SI151-R8	13233
21	弥生土器 壺 体部	SI153住居跡 堆積土1層	厚さ4~5mm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]撚糸を転がす。色調は、にぶい黄褐色(10YR6/4)。[内面]摩滅。色調は、にぶい黄褐色(10YR6/4)。	SI153-R6	13233
22	弥生土器 壺 体部	SI153住居跡 堆積土1層	厚さ4~5mm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]3条以上を単位とする、横方向の波状沈線が施される。撚糸を縦方向に転がす。色調は、にぶい褐色(7.5YR5/4)。[内面]ヘラナデ。色調は、にぶい褐色(7.5YR5/4)。	SI153-R7	13233
23	縄文土器 深鉢 口縁部	表土	厚さ5~6mm。胎土に砂粒を多く含む。[外面]刺突が見られる。縄文LRを横方向に転がす。色調は、にぶい褐色(5YR6/4)。[内面]摩滅。色調は、灰黄褐色(10YR4/2)。	表土-R1	13233
24	縄文土器 深鉢 体部	表土	厚さ6~8mm。胎土に砂粒を若干含む。特に硬質である。[外面]撚糸を縦方向に転がす。色調は灰色(5Y4/1)である。[内面]ナデが見られる。色調は、灰色(5Y4/1)である。	表土-R2	13233
25	縄文土器 深鉢 体部	表土	厚さ8~11mm。胎土に砂粒を若干含む。[外面]縄文LRを縦方向に転がす。色調は、褐灰色(10YR4/1)。[内面]縦方向のミガキ。色調は、にぶい黄褐色(10YR6/3)。	表土-R3	13233

法量における()内の数値は、復元値である。

第10図 縄文土器と弥生土器

〔方向〕住居の方向を南東の辺で見ると、北から東へ約55度偏る。

〔出土遺物〕堆積層から土師器甕の破片が2点出土している。

（2）土壇

【SK156土壇】（第9図）

〔位置〕調査区の南西中央に位置する。

〔規模と平面形〕平面形は北西の辺で約3.7m、北東の辺で約3.8mの不整形である。

〔堆積層〕黒褐色土である。5層（第1層～第5層）に区分した。いずれも自然堆積層である。

〔壁〕底から緩やかな角度で立ち上がる。最も保存の良い北西の壁では31cmの高さである。

〔底〕地山を底とし、凸凹している。

〔出土遺物〕堆積層から弥生土器の破片2点と、頁岩製の剥片が1点出土している。

（3）表土から出土した遺物と縄文時代及び弥生時代の遺物

表土から出土した遺物に、土師器甕の破片49点、須恵器坏の破片1点、甕の破片9点、弥生土器の破片16点、縄文土器の破片8点、砂岩製の敲石と頁岩の剥片、玉髓の石核各1点がある。

この内、縄文土器の破片3点（第10図23～25）と、SI151住居跡堆積層から出土した弥生土器の破片2点（18・19）、縄文土器の破片1点（20）、SI153住居跡堆積土から出土した弥生土器の破片2点（21・22）を図示した。大半が器の内容を知ることができない破片であるが、縄文土器には深鉢（23～25）、弥生土器には壺（18・21・22）と鉢がある。弥生土器（18）と（22）は、外面に十三塚式の特徴である平行する波状の沈線が施されることから、弥生時代中期の土器と考えられる。縄文土器（23～25）については縄文時代後期の粗製深鉢の可能性はある。

4. 考察

（1）出土した遺物の検討

第10次調査で出土した遺物には、土師器、須恵器、弥生土器、縄文土器、石器がある。この内、SI151～SI154住居跡の4棟から出土した土師器について、その特徴を説明し、これまでの土師器編年上の位置について考える。

① 土師器の分類とその特徴

土師器には坏、鉢、甕の器形があり、さらにそれぞれの器形の中でも細かな特徴の差異が認められる。そこで坏、鉢、甕の器形ごとに細別し、その特徴について説明する。

〔坏〕 7点ある。器高は2.9～4.6cm、口径は10.6～14.0cmの大きさである。器厚には8mm前後の厚いものと4mm前後の薄いものの2種類がある。底部はいずれも丸底である。細別は、底部から口縁部への立ち上がり方と器厚及び内外面の黒色処理の有無によって、4類に区別する。

A類 底部から丸みをもって立ち上がり、口縁部との境に段を形成し、器厚が厚く、内面のみ黒色処理を行うもの（1点、第5図3）。

口縁部は、緩やかに外反する。器面調整は、内外面に横方向のヘラミガキが行われる。

B類 底部から丸みをもって立ち上がり、口縁部との境に段を形成し、器厚が厚く、内外面に黒色処理を行わないもの（1点、第5図4）。

口縁部は、外傾する。器面調整は、内外面に横方向のヘラミガキを行う。

C類 底部から丸みをもって立ち上がり、口縁部との境に段を形成し、器厚が薄く、内外面に黒色処理を行わないもの（4点、第7図10～13）。

口縁部は、外傾する。口縁端部内面に1条の沈線が巡るもの（12）もある。器面調整は、外面にヘラケズリとヨコナデを行い、内面に横方向のヘラミガキ（12）と放射状のヘラミガキ（10・11・13）を行うものがある。焼成や色調は、軟質で黒褐色（10・11・13）、橙色（12）の点で硬質で褐色を主体とした他の類と異なる。

D類 底部から丸みをもって立ち上がりそのまま口縁部に移行し、器厚が厚く、内外面に黒色処理を行うもの（1点、第5図5）。

器面調整は、内外面に横方向のヘラミガキを行う。

〔鉢〕 3点ある。器高は11.4～12.4cm、口径は12.4～16.2cmの大きさで、底部はいずれも平底で、器面調整は口縁部内外面にヨコナデ、体部外面にヘラケズリ、内面にヘラナデを行う。細別は、底部から口縁部への立ち上がり方から2類に区別する。

A類 底部から口縁部へ丸みをもちながら立ち上がり、口縁部が「くの字」に外反するもの（2点、第5図2と第8図16）。

内面に黒色処理を行うもの（2）と行わないもの（16）がある。

B類 底部から直線的に外傾しながら立ち上がり、そのまま口縁部に至るもの（1点、第8図15）。

内面に黒色処理を行わない。

〔甕〕 6点ある。器高は13.5～32.5cm、口径は12.4～21.0cmの大きさで、器高20cmを越える大きな甕と、器高15cm前後の小さな甕が存在する。いずれの甕も体部最大径は、ほぼ中央に位置し、口縁部内外面にヨコナデ、体部内面にヘラナデの器面調整が行われる。外面には煤の付着及び土器使用に際し生じた二次的な加熱による赤変がみられ、火にかけて利用した様子が伺える。細別は、底部から体部への立ち上がり方と体部外面の器面調整、底部の形態を考慮し5類に区別する。

A類 平底の底部から体部へ緩やかな丸みを持って立ち上がり、体部外面の器面調整にハケメを行うもの（2点、第5図1と第8図14）。

口縁部は長く、大きく外反するもの（1）と直立気味に外傾するもの（14）がある。前者が器高の高い大きな甕で、後者は器高が低い小さな甕である。（1）の体部外面には薄

い粘土が撫でつけられている（註1）。

B類 平底の底部から体部へ緩やかな丸みを持って立ち上がり、体部外面の器面調整にヘラケズリを行うもの（1点、第7図9）。

口縁部と体部上半を欠くが、残存部分から器高の高い大きな甕であったとみられる。

C類 平底の底部から体部へ強い丸みを持って立ち上がり、体部外面の器面調整にハケメを行うもの（1点、第8図17）。

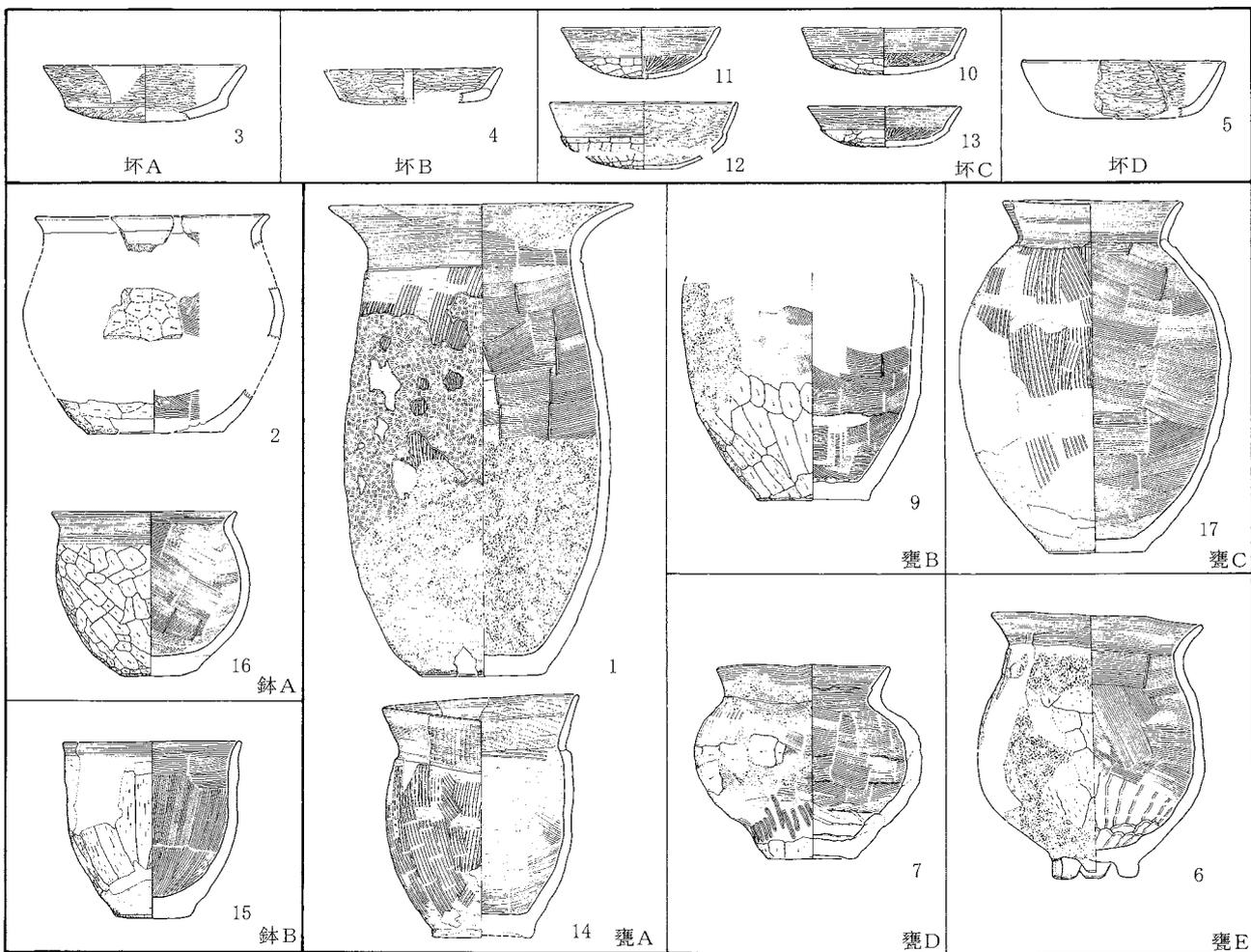
口縁部は外傾する。器高の高い大きな甕である。

D類 平底の底部から体部へ強い丸みを持って立ち上がり、体部外面の器面調整にヘラケズリとヘラナデを行うもの（1点、第6図7）。

口縁部は短く、外傾する。器高の低い小さな甕である。

E類 脚部から体部へ強い丸みを持って立ち上がり、器面調整にヘラケズリを行うもの（1点、第6図6）。

口縁部は外傾する。器高の低い小さな甕である。



※番号は第5図～第8図の遺物番号と同じ。

第11図 出土土師器の分類

② 各住居ごとの土師器出土状況

土師器の多くは、床やカマドに残された状態または据え置かれた状態で出土している。そのため、床やカマドに残されたり、据え置かれていた土師器の年代が、それぞれの住居の年代を反映している。各住居ごとの出土状況は、右のとおりである。

住居跡	床及びカマド出土の土師器	堆積土から出土した土師器
SI151	甕A類	坏A類・坏B類・坏D類
SI152	鉢B類・甕E類	
SI153	坏C類・甕B類	坏C類
SI154	鉢A類・甕A類・甕C類・甕D類	

③ 東北地方の土師器編年上の位置

桃生城の立地する地域は、土師器研究上の東北地方南部と東北地方北部のほぼ境界の地域に位置する。そのため、それぞれの地域における土師器研究の成果に依拠しながら、出土した土師器の編年上の位置づけを行う。東北地方南部の土師器編年（註2）は氏家典氏により示された型式を基軸とし、その後の資料の増加に伴い型式内容の整理と細分が進められている。今回出土した土師器を、氏家氏の設定した型式内容と比較すると、第5型式土器（栗圀式）の特徴である「甕形土器にあっては、所謂長胴^(ママ)の器型に外反せる単調な口縁を有し、体部における最大径は、中央部乃至肩部にあり、口縁部と体部との接続部分である頸部外側に段を形成している。更に底部には、この類の土器には多くの場合、木葉文が附されている。坏形土器にあって、口縁径の割合に器高が小となり、口縁部と体部との接合部分において稜線もしくは括れの形成がみられるのをその特徴とする。」とした記述及び示された図面の形状が、坏A類、甕A類と一致する。東北地方北部の土師器編年は櫻井清彦氏による2型式の設定（註3）以後、資料の増加に伴い細分が進められ、高橋信雄氏（註4）、遠藤勝博と相原康二両氏（註5）によって土器の変遷が示されている。これらの成果を基に、栗圀式に併行する高橋氏のⅡ-1群、遠藤・相原両氏の第6群と第7-a群の土器と比べると、坏外面における段の存在及び甕の頸部に見られる段の存在など、大きくは共通する要素をもつが、類似する資料とは言い難い。本遺跡から出土した土師器は、より強く東北地方南部の様相をもつものであり、東北地方南部の土師器編年上で位置づけることが妥当である。栗圀式の土器群は類例の増加に伴い、関東地方に起源をもつ土器群が伴うこと（註6）が明らかになっている。本遺跡から出土した坏C類についても、口縁部と体部の境に段をもちながらも、内面に黒色処理を行わない特徴から、これまで関東地方に起源をもつとされてきた土器群である。特に、10、11、13の3点は、褐色薄手で内面に放射状のミガキが丁寧に行われており、埼玉県北部及び群馬県など関東西部の土師器（註7）に共通するものがみられる。また甕B類は体部外面にヘラケズリを多用するもので、このような特徴も関東地方に多くの類例を求めることができる。

以上、坏A類、坏C類、甕A類の存在からSI151、SI153、SI154住居跡から出土した土師器は栗圀式及び栗圀式期の土器群といえる。また、鉢B類についても栗圀式の標識遺跡である仙台市栗遺跡から出土した栗圀式期の土器群に類似の器形と調整を持つもの（註8）が認められることから、SI151、SI153、SI154住居跡から出土した土器群同様に栗圀式期の土器と考えられる。なお、甕E類に関しては、特徴的な脚を持つことから大いに注目したが、東北地方において類例を見つけることができなかった。しかしSI152住居跡から鉢B類とともに出土していることから、このような特徴を持つ土器

も栗圀式期に存在するものとして扱うことが妥当と考えている。これまで宮城県周辺の地域では見られなかった非常に特徴的な土器であり、今後その出自を含め大いに検討されるべき土器である。

以上のことから本遺跡から出土した土師器については、栗圀式及び栗圀式期の土器群といえる。栗圀式土器については、仙台市郡山遺跡官衙期の遺構から出土する(註9)こと、蔵王町塩沢北遺跡第1号住居跡床出土須恵器(註10)や多賀城市山王遺跡SD2050河川跡1～5層出土須恵器(註11)など栗圀式期の土師器と共に出土した須恵器の年代観から7世紀から8世紀初頭頃の年代が考えられている。本遺跡から出土した土師器についてもおよそ7世紀から8世紀初頭頃のものと考えられる。

より細かな年代については、SI 153住居出土土師器坏C類に近似する資料が、7世紀中頃もしくは7世紀後半に造営がはじまり、7世紀末頃に廃絶したとされている郡山遺跡I期官衙の建物柱底面(註12)から出土していることが材料となる。このことに着目するとSI 153住居出土土師器については、7世紀中から末頃の年代と考えられる。

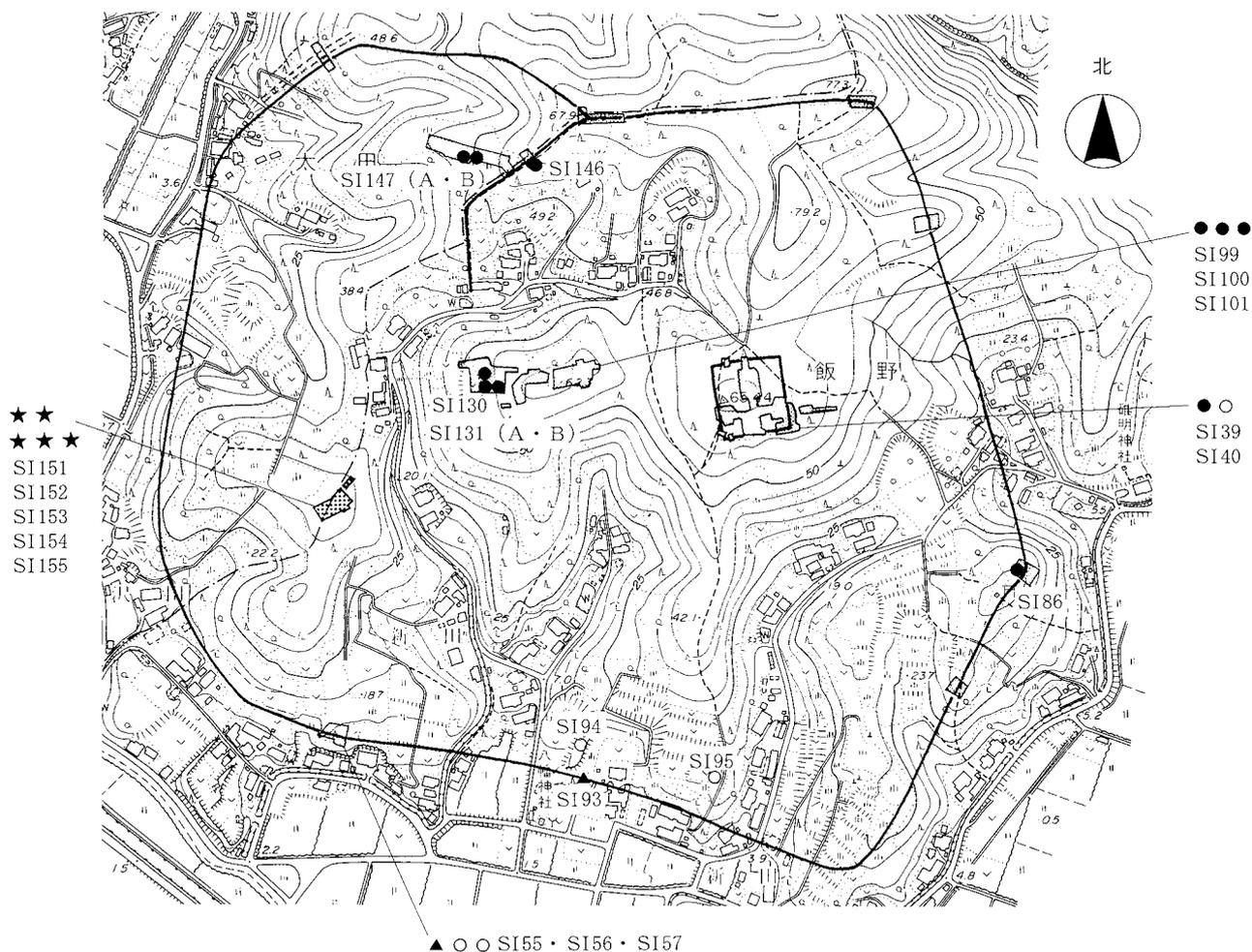
(2) 発見した遺構の検討

前項までの検討の結果、SI 151、SI 152、SI 153、SI 154住居跡の4棟から出土した土師器は、東北地方南部の土師器編年上、栗圀式期に位置付けられることがあきらかになった。SI 155住居跡は年代を検討できる遺物が得られていないが、立地条件を同じくし、周辺で栗圀式期の住居以外見つかっていないことから、4棟と同時期の住居である可能性が高い。次に住居の特徴と土壌の年代を検討する。

① 住居の特徴

第10次調査で発見した住居は5棟(SI 151～SI 155住居跡)である。この内、SI 155住居跡は、遺構の大半が調査区外に延び、住居跡の構造を把握できるのは4棟(SI 151～SI 154住居跡)である。この4棟はいずれも平面形が方形を基調とした竪穴住居で、住居の壁に灰白色粘土によって構築されたカマドを持つ共通性がある。一方で細かく住居の構造を比較すると、4本の支柱穴と壁材の痕跡をもつSI 151、SI 152住居跡と4本の支柱穴及び壁材の痕跡が見られないSI 153、SI 154住居跡の2種類が存在する。両者の住居規模を比較すると、SI 151、SI 152住居跡は一辺4.3～4.7m、床面積14.4㎡以上であり、SI 153、SI 154住居跡は一辺2.6～3.7m、床面積8.8～11.4㎡と、大きさに違いが認められる。2種類の住居構造の違いは、柱及び壁材といった住居の屋根構造の差を示すものであることから、住居の規模を反映したことに起因すると考えられる。なおSI 153とSI 154住居内では、カマドに対面する位置で柱抜取穴を確認している。この柱抜取穴がどのような屋根構造に関わるのか、現在のところ不明であるが、今回本遺跡で検出した住居跡では比較的小規模なものに共通する傾向がある。

これまで桃生城跡で発見した住居跡は重複を含め23棟以上(註13)ある(第12図)。その内年代を推定できる住居は、栗圀式期5棟、桃生城造営から廃絶直後の時期11棟、9世紀代の住居跡2棟である。本遺跡の住居はおよそ2～3世紀にわたって形成されており、桃生城が機能していた頃に最も多く造られていたことがわかる。住居の立地に注目すると、丘陵上の標高が高いところには、栗圀式期の住居跡と桃生城造営から桃生城廃絶直後の住居跡がみられるのに対し、9世紀になると丘陵の比較的標



★：桃生城造営の前(栗園式期) ●：桃生城造営～廃絶直後(8世紀半ば～8世紀末) ▲：桃生城廃絶の後(9世紀) ○：不明

登録番号	位置	規模と特徴	時期	調査回数
SI39	政庁	8.1m×7.2m。主柱穴不明。貼床。住居内を埋め戻している。	桃生城造営頃(8世紀半ば)	第4次
SI40	政庁	煙道のみ確認。	不明	第4次
SI55	南辺付近	4.9m×4.0m。主柱穴不明。周溝有り。貼床。自然に埋没。	桃生城廃絶の後(9世紀)	第5次
SI56	南辺付近	一辺4.2m。住居西側の一部のみ検出。	不明	第5次
SI57	南辺付近	一辺5.0m。検出のみ。	不明	第5次
SI86	東辺付近	遺構の大部分が調査区外のため規模不明。自然に埋没。	桃生城官衙期(8世紀半ば～後半)	第5次
SI93	南辺付近	断面観察のため規模不明。貼床。	桃生城廃絶の後(9世紀)	第5次
SI94	南辺付近	断面観察のため規模不明。	不明	第5次
SI95	南辺付近	断面観察のため規模不明。周溝有り。	不明	第5次
SI99	政庁西	4.2m×4.1m。主柱穴無し。周溝とカマド有り。住居内を埋め戻している。	桃生城造営頃(8世紀半ば)	第6次
SI100	政庁西	3.7m×3.7m。主柱穴4個。周溝とカマド有り。住居内を埋め戻している。	桃生城造営頃(8世紀半ば)	第6次
SI101	政庁西	4.2m×4.1m。主柱穴無し。周溝とカマド有り。住居内を埋め戻している。	桃生城造営頃(8世紀半ば)	第6次
SI130	政庁西	3.1m×2.9m。主柱穴無し。周溝とカマド有り。住居内を埋め戻している。	桃生城造営頃(8世紀半ば)	第8次
SI131 (A・B)	政庁西	A(6.5m×5.2m)→B(5.2m×4.6m)の2時期有り。周溝とカマド有り。自然に埋没。B主柱穴4カ所。A主柱穴不明。	桃生城廃絶の後(8世紀末)	第8次
SI146	城内築地付近	遺構の大部分が調査区外のため規模不明。住居内を埋め戻している。	桃生城造営頃(8世紀半ば)	第9次
SI147 (A・B)	西郭北半	A(8.2m×6.4m以上)→B(7.0m×6.4m以上)の2時期有り。B主柱穴4個カ。AとB周溝とBカマド有り。Aは住居内を埋め戻している。Bは自然に埋没。	桃生城廃絶の後(8世紀末)	第9次
SI151	西郭南半	4.7m×4.5m。主柱穴4個。周溝とカマド有り。自然に埋没。	桃生城造営の前(栗園式期)	第10次
SI152	西郭南半	4.3m×3.8m以上。主柱穴4個。周溝とカマド有り。自然に埋没。	桃生城造営の前(栗園式期)	第10次
SI153	西郭南半	3.6m×2.7m。主柱穴無し。カマド有り。自然に埋没。	桃生城造営の前(栗園式期)	第10次
SI154	西郭南半	3.7m×3.6m。主柱穴無し。カマド有り。自然に埋没。	桃生城造営の前(栗園式期)	第10次
SI155	西郭南半	遺構の大部分が調査区外のため規模不明。自然に埋没。	桃生城造営の前(栗園式期)	第10次

第12図 桃生城跡第1次調査から第10次調査までに発見した住居

高が低い場に住居が造られるようになる。

② 土壌の年代

S K156土壌は、平面形が一辺3.6～3.7mの不整形で、緩やかな壁の立ち上がりと凸凹の底面を特徴とする。土壌の年代を示す、機能時及び廃絶時に伴う遺物は出土していない。堆積層からは弥生土器の破片と石器の剥片のみ出土し、土師器の破片は出土していない。周辺の住居からは土師器の破片が出土しているのに対し、弥生土器の破片のみしか出土しないことは、遺構が弥生時代には埋没していたためとみられる。そのためSK156土壌は、弥生時代の遺構であった可能性が高い。

(3) 桃生城跡西側丘陵の使われ方

第10次調査では、桃生城跡西側丘陵南半の頂部において、桃生城の官衙施設及び同時代の住居などは造られておらず、栗圀式期及びその時期とみられる住居跡と弥生時代とみられる土壌のみを確認した。第9次調査の成果もふまえると、城内区画施設西側の頂部とその周辺は、外郭線の内側に位置するにもかかわらず、桃生城の官衙施設及び同時代の住居などを造らない地帯といえる。このように施設が造られない空間のあり方については、施設が造られないことを積極的に評価し、眺望のための空間や兵士の訓練を行う場などに利用されていたと考えることもできる。城内区画築地塀に取りつくSB145櫓跡(註14)の存在は、桃生城内の西側丘陵頂部が眺望の空間として意図的に施設が造られていなかった考えを補強するものである。なお調査の目的とした文献に記載される「西郭」の実態については、今後さらに検討を加える必要がある。

5. まとめ

1. 桃生城内の西側丘陵頂部を調査し、住居跡5棟と土壌1基を発見した。このうちSI151、SI152、SI153、SI154住居跡の4棟は、東北地方南部の土師器編年上、栗圀式期に比定されるものである。SI155住居跡についても同時期の可能性が高い。土壌は弥生時代の遺構とみられる。

特に桃生城造営前の集落が東北地方南部と同じ土器圏にあることは、この地域の歴史を考える上で意義深い。

2. 今回調査を行った桃生城内の西側丘陵頂部には、桃生城の官衙施設は造られていないことが判明した。これまでの調査成果もふまえると、桃生城存続期における城内区画施設西側の頂部とその周辺は、眺望のための空間や兵士の訓練を行う場などに利用するために、官衙建物や住居などの施設を置かない地帯であった可能性がある。

(註)

- (註1) 甕体部にはハケメの後に、薄い炭化物(煤)が付着し、その後に薄い粘土が撫でつけられ、その後さらに薄い炭化物(煤)が付着している。体部下半は、加熱による赤変と剥落が著しい。この薄い粘土は、表面に工具を利用して撫でつけた痕跡がみられ、意図して粘土が塗られたことが明らかである。しかもその粘土を上下して、薄い炭化物が付着していることから、粘土が塗られる前と後に火にかけられて使用されていたことがわかる。その理由については、この甕の体部下半と底部が加熱による赤変と剥落が著しいことから、耐火を目的とした可能性が考えられる。なおカマドに据え付ける際に生じた可能性も考えられるが、今回出土した甕については、カマドの壁が全く付着していないこと、余りにも粘土が薄いことから、耐火を意図したものと考えている。この土師器甕の体部外面に粘土が塗られる例は、同時代の甕にしばしば認められるものである。
- (註2) 氏家和典「第一部 土師器論 二 東北土師器の型式分類とその編年 三 陸奥国分寺跡出土の丸底杯をめぐって - 奈良・平安期土師器の諸問題 -」(『東北古代史の基礎的研究』東北プリント、12~54頁、1988年)、初出は1957年と1967年。
- (註3) 櫻井清彦「東北地方北部における土師器と堅穴に関する諸問題」(江上波夫・關野雄・櫻井清彦編著『館址 - 東北地方における集落址の研究 -』(財)東京大学出版会、141~156頁、1958年)。
- (註4) 岩手県立博物館『岩手の土器 - 県内出土資料の集成 -』1982年。
- (註5) 遠藤勝博・相原康二「岩手県南部(北上川中流域)における所謂第1型式の土師器・前期土師器の内容について」(芹沢長介先生還暦記念論文集刊行会編『考古学論叢』寧楽社、361~385頁、1983年)。
- (註6) 宮城県教育委員会『東北新幹線関係遺跡調査報告書V』(宮城県文化財調査報告書第77集、1981年)、所収の「清水遺跡」V群土器 土師器IIの説明、334~337頁。
- (註7) 当該期の関東西部の土師器については、田中広明「関東西部における律令制成立までの土器様相と歴史的動向 - 群馬・埼玉県を中心にして -」(東国土器研究会編『東国土器研究』第4号、155~178頁、1995年)を参考にした。杯C類は田中氏の土師器年代観へ対比させると、7世紀中頃の様相に近いと思われる。なお杯C類はいずれも薄手で軟質、黒褐色の胎土で金色の雲母を含むもの(10・11・13)、橙色の胎土(12)のものであり、他の類と質感を異にし、遠距離からの搬入品の可能性がある。
- (註8) 東北学院大学考古学研究部『温故11号 - 仙台中田町栗遺跡発掘調査概報 -』(1979年)、35・36頁挿図24の5。
- (註9) 仙台市教育委員会『年報1』(仙台市文化財調査報告書第23集、1980年)から『郡山遺跡21 - 郡山遺跡・仙台平野の遺跡群 平成12年度発掘調査概報 -』(仙台市文化財調査報告書第250集、2001年)までの郡山遺跡の発掘調査にかかわる年度概報ほか。
- (註10) 宮城県教育委員会『東北自動車道遺跡調査報告書III』(宮城県文化財調査報告書第69集、1980年)、所収の「塩沢北遺跡」292頁第7図5と6。
- (註11) 宮城県教育委員会・宮城県土木部『山王遺跡八幡地区の調査2 - 県道『泉 - 塩釜線』関連調査報告書IV - 古墳時代後期SD2050B河川跡編』(宮城県文化財調査報告書第186集、2001年)、27頁第15図30、37頁第22図77~81、51頁第31図6~69、63頁第38図91~95、64頁第39図98~104、69頁第42図38~47、71頁第43図48。
- (註12) SB311建物出土土師器杯(仙台市教育委員会『郡山遺跡III - 昭和57年度発掘調査概報 -』1983年、40頁第18図12)。郡山遺跡I期官衙の年代については、7世紀後半から末葉とする見解(仙台市教育委員会『郡山遺跡VI - 昭和60年度発掘調査概報 -』仙台市文化財調査報告書第86集、1986年、考察)と、7世紀中頃から末頃とする見解(仙台市『仙台市史 - 特別編2 考古資料 -』1995年、同『仙台市史 - 通史編2 古代中世 -』2000年)がある。
- (註13) 当研究所が調査を行った住居跡は23棟であるが、これ以外に政庁域の「前面東側の丘陵突端部」で開田に際し、10数棟の住居が発見されたことを報告している(宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡II』、多賀城関連遺跡発掘調査報告書第2冊、1975年、24頁)。報告では、住居の年代を出土遺物から8世紀後半としている。
- (註14) 宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡IX』(多賀城関連遺跡発掘調査報告書第26冊、2001年)。

IV. 桃生城跡第1～10次調査のまとめ

宮城県多賀城跡調査研究所は、桃生城跡の10次にわたる発掘調査を行い、多くの新しい知見を得た。その成果については年度ごとの報告書で紹介しているが、第10次調査をもって継続した調査を終了させるにあたり、これまでの成果を遺構の変遷を中心にまとめる(註1)。発見した建物跡はすべて掘立式の構造で、桁行3間で梁行2間の建物内部が狭いものと、桁行が3間を超え前者に比べ建物内部が広いものの2種類がある。前者を小規模な建物、後者を大規模な建物と区別して記述する。また発見した住居跡は、すべて堅穴住居跡である。住居跡の特徴については、第12図(22頁)に示している。

1. 発掘調査以前

桃生城は、『続日本紀』に天平宝字2年(758)に造営が始まり宝龜5年(774)に海道蝦夷が侵入し西郭を破られたと記載され、文献によって造営年代とその後の経過がわかる東北の古代城柵である。

桃生城跡の位置については、茶臼山(第1図41周辺)、飯野新田長者森(同1周辺)、宗全山(同18周辺)、日高見神社付近(同20周辺)、阿倍館(同21周辺)、壇の峰(同28周辺)と陣ヶ森(同26周辺)、長者森を含む広域など諸説があったが、河北町史編纂事業の一環で地元教育委員会と諸氏が河北町飯野字中山の地を踏査し、外郭と政庁の土手状の高まりと瓦や須恵器及び焼け壁片を発見したことにより、同地が有力な擬定地と考えられるようになっていた。

このような地元の問題意識の高まりを受け、昭和49年と50年に当研究所は河北町飯野字中山周辺の現地踏査と発掘調査を実施した。その結果、古代の官衙建物及び外郭と政庁の区画施設をあきらかにし、桃生城跡が河北町飯野字新田から桃生町太田字沢入畑にまたがる地に所在したことが確実にされた。

2. 調査回数ごとの経過

発掘調査は昭和49年と50年、平成6年から平成13年の10年間に10次にわたって行った。調査回数ごとの調査地点は第2図(5頁)に、調査内容と発掘面積を第2表(26頁)に示した。主な調査内容を調査回数ごとに要約すると、次のようになる。

《第1次調査》

政庁正殿跡と後殿跡、政庁西辺跡、外郭北辺中央を調査した。桃生城跡の建物を初めて解明し、さらに政庁域が築地塀に囲われていたこと外郭北辺が土塁であることが判明した。

《第2次調査》

政庁正殿跡、後殿跡、政庁東側建物跡、政庁の南北と西の辺、外郭北辺が東西と南に分岐する地区

調査回数	年度(西暦)	桃生城跡の調査内容	発掘面積	報告書
第1次	昭和49年度(1974)	政庁域、外郭北辺中央の調査	500m ²	『桃生城跡Ⅰ』
第2次	昭和50年度(1975)	政庁域、外郭北辺中央の調査	850m ²	『桃生城跡Ⅱ』
第3次	平成6年度(1994)	政庁域、外郭北辺東隅の調査と地形図作成	2,300m ²	『桃生城跡Ⅲ』
第4次	平成7年度(1995)	政庁域、外郭北辺西隅と東辺北半の調査	730m ²	『桃生城跡Ⅳ』
第5次	平成8年度(1996)	外郭南辺、東辺南半、西辺の調査	800m ²	『桃生城跡Ⅴ』
第6次	平成9年度(1997)	政庁西側官衙地区の調査	800m ²	『桃生城跡Ⅵ』
第7次	平成10年度(1998)	政庁西側官衙地区の調査	800m ²	『桃生城跡Ⅶ』
第8次	平成11年度(1999)	政庁西側官衙地区の調査	1,200m ²	『桃生城跡Ⅷ』
第9次	平成12年度(2000)	城内区画施設と西側丘陵北の調査	1,400m ²	『桃生城跡Ⅸ』
第10次	平成13年度(2001)	西側丘陵南の調査	600m ²	『桃生城跡Ⅹ』

第2表 桃生城跡の調査内容と発掘面積

を調査した。政庁正殿と後殿、政庁を囲う南北と西の辺の築地塀の規模と構造、外郭北辺に接続する城内区画施設の存在がわかった。

《第3次調査》

政庁域のほぼ全面と外郭北辺東隅を調査した。政庁域が東西約66mであること、内部の建物配置が正殿、後殿、東西の脇殿によって規則的に構成されていたことがあきらかになった。

《第4次調査》

政庁南辺と東辺、外郭北辺西隅と東辺の北半部中央を調査した。政庁の南北規模が約72mであることがわかり、政庁域の範囲が確定した。また外郭によって区画される遺跡の範囲が東西約800mであること、外郭北辺西隅を築地塀と大溝、東辺北半を2条の土塁と大溝によって区画することが判明した。

《第5次調査》

外郭南辺、東辺南半部2ヵ所を調査した。外郭南辺を材木塀と大溝によって区画すること、東辺の南半部における位置が丘陵の尾根上と推定できること、遺跡の南北が約650mであることがわかった。これにより桃生城跡の遺跡範囲が明確になった。この他に、桃生城廃絶後にあたる9世紀頃の住居跡2棟を調査した。

《第6次調査》

政庁西側の丘陵東半を調査した。小規模な建物2棟とこれに先行する桃生城造営期の住居跡3棟を発見した。政庁西側の実務官衙域の内容が初めて明らかになった。

《第7次調査》

政庁西側の丘陵中央を調査した。小規模な建物4棟を発見し、この地区では、丘陵頂部に遺構の存在しない空間を設け、その頂部を囲むように建物を配置していることが判明した。

《第8次調査》

政庁西側の丘陵西半を調査した。この地区を東西に区画する大溝、大規模な建物3棟と小規模な建物2棟を発見した。建物に先行する桃生城造営にかかわるとみられる住居跡1棟と廃絶直後の住居跡2棟も確認した。

《第9次調査》

城内区画施設と、その西側丘陵北半を調査した。城内区画施設が築地塀と櫓、大溝であり、その西側

では桃生城存続期の遺構がないことを確認した。

《第10次調査》

城内区画施設の西側丘陵南半を調査した。桃生城造営前の住居跡5棟を発見した。城内西側丘陵の区画施設の西は、桃生城が機能していた時代の遺構が造られていない地帯であることが判明した。

3. 各地区ごとの調査結果

桃生城跡は外郭区画施設に囲まれた東西約800m、南北約650mの不整形の範囲である。遺跡北半は築地塀で東西に区画され(註2)、東側のほぼ中央に位置する平坦な地に四方を築地塀で区画した南北約72m、東西約66mの政庁域が設けられている。この他にも、城内の丘陵上にはまとまった広さをもつ平坦面がいくつか存在し、桃生城時代の遺構が存在することがわかってきた。ここでは、外郭区画施設、城内区画施設、政庁域、政庁域以外の地区に区分し、各地区ごとに調査の成果を説明する。

(1) 外郭区画施設 (第13図)

北辺3カ所(西隅、中央、東隅)、東辺3カ所(北半、南半北、南半南)、南辺1カ所を発掘調査した。これ以外の場所は、踏査と地形の特徴から外郭の位置を推定している。特に西辺については、後世の開田など様々な事情から発掘調査区を設けることができず、踏査及び後述する東辺南半で丘陵の先端や尾根上あるいは傾斜の変換するところを通ることを参考にし、区画の位置を推定している。外郭を構成した遺構には築地塀跡、土塁跡、材木塀跡、大溝があり場所によって異なる。

① 外郭北辺

北辺の西側でSF48築地塀跡(註3)とSD51大溝、北辺の東側にSF11土塁跡(註4)とSD34内側溝、SD35外側溝、SB13櫓跡(註5)がある。北辺のほぼ中央でSF48築地塀跡とSF11土塁跡、SF12築地塀跡が接続する。

SF48築地塀跡は1時期で火災により廃絶している。SD51大溝はSF48築地塀跡の北約9.6mに位置し平行する。1時期で、堆積層に灰白火山灰が堆積し、10世紀前葉頃には埋没が進んでいる(註6)。

SF11土塁跡は部分的補修を含め2時期ある。土塁の南北には近接しながら平行するSD34内側溝とSD35外側溝がありこれらは1時期である。SF11土塁跡の南に取り付くSB13櫓跡はA櫓からB櫓への2時期の変遷がある。このうちSF11土塁跡とSB13A櫓跡に火災の痕跡が認められる。

遺構番号	特 徴	調査回数
SF11A・B	西でSF48築地塀、SF12築地塀と接続する土塁跡。基底幅は約5.5～6m、高さは約1m残存。A土塁-B土塁(部分的補修)の2時期。崩壊土から焼瓦が出土。	第1～3次
SF13A・B	SF11の南側に取り付く櫓跡。東西が3間(約5.7m)、南北が1間(約1.9m)。A櫓-B櫓の2時期。B柱幅方約1.1m。B柱に抜取穴あり。A櫓に火災の痕跡あり。	第1～2次
SD34	SF11の南に接する溝。幅約3.5m、深さ約1.2mで断面台形。1時期。	第3次

SD35	SF11の北に接する溝。幅3.4m以上、深さ約0.7mで断面台形。1時期。堆積層に灰白色火山灰。	第3次
SF48	築地塀跡。幅約5.8m、高さ約0.4mの基礎整地あり。本体の基底幅は約1.8m、高さは約1m残存。本体両脇に犬走り。積み手の違い1カ所、築地塀に関わるとみられるピットを1個あり。1時期で火災により廃絶。遺物は出土していない。	第4次
SD51	SF48築地塀跡の北約9.6mに位置する溝。幅約3.7m、深さ約1.3m、断面U字形。1時期。堆積層は自然堆積で下層に灰白色火山灰。遺物は出土していない。	第4次

② 外郭東辺

東辺北半に2条の土塁跡（SF42、SF43）とSD41大溝、SX44土橋状遺構がある。SF42土塁跡の東にSF43が平行し、その2条の土塁跡の間にSD41大溝が位置し東辺の区画を構成する。SD41大溝は部分的に途切れ、その部分は通路の役割を果たしたと考えられるSX44土橋状遺構となる。SD41大溝、SF42土塁跡、SF43土塁跡とも1時期である。SD41大溝は堆積層に灰白色火山灰が堆積し、10世紀前葉頃には埋没が進んでいる。

外郭東辺南半では直接区画になる遺構は発見されていないが、区画施設を構築する際に生じたとみられる土取り穴（SK79、SK80、SK81、SK82、SK83、SK84、SK85、SK88、SK89、SK90、SK91、SK92）が、尾根を避けるようにその両側に存在することから、この尾根上に外郭東辺施設を想定している。

遺構番号	特 徴	調査回数
SD41	SF42土塁跡とSF43土塁跡の間の溝。一部SX44土橋状遺構によって途切れる。上幅4～5m、下幅3.2～4.1m、深さ0.4～0.9m、断面台形。1時期。堆積層は自然堆積で中層に灰白色火山灰。	第4次
SF42	SD41西の土塁跡。掘込地業、幅7m前後、深さ約0.5mの上に積み土。高さは、約0.3m残存。1時期。	第4次
SF43	SD41東の土塁跡。掘込地業、幅5m前後、深さ約0.5mの上に積み土。高さは、約0.2m残存。1時期。	第4次
SX44	通路跡。SD41大溝が掘り残されている部分。幅約4.2～4.5m。	第4次

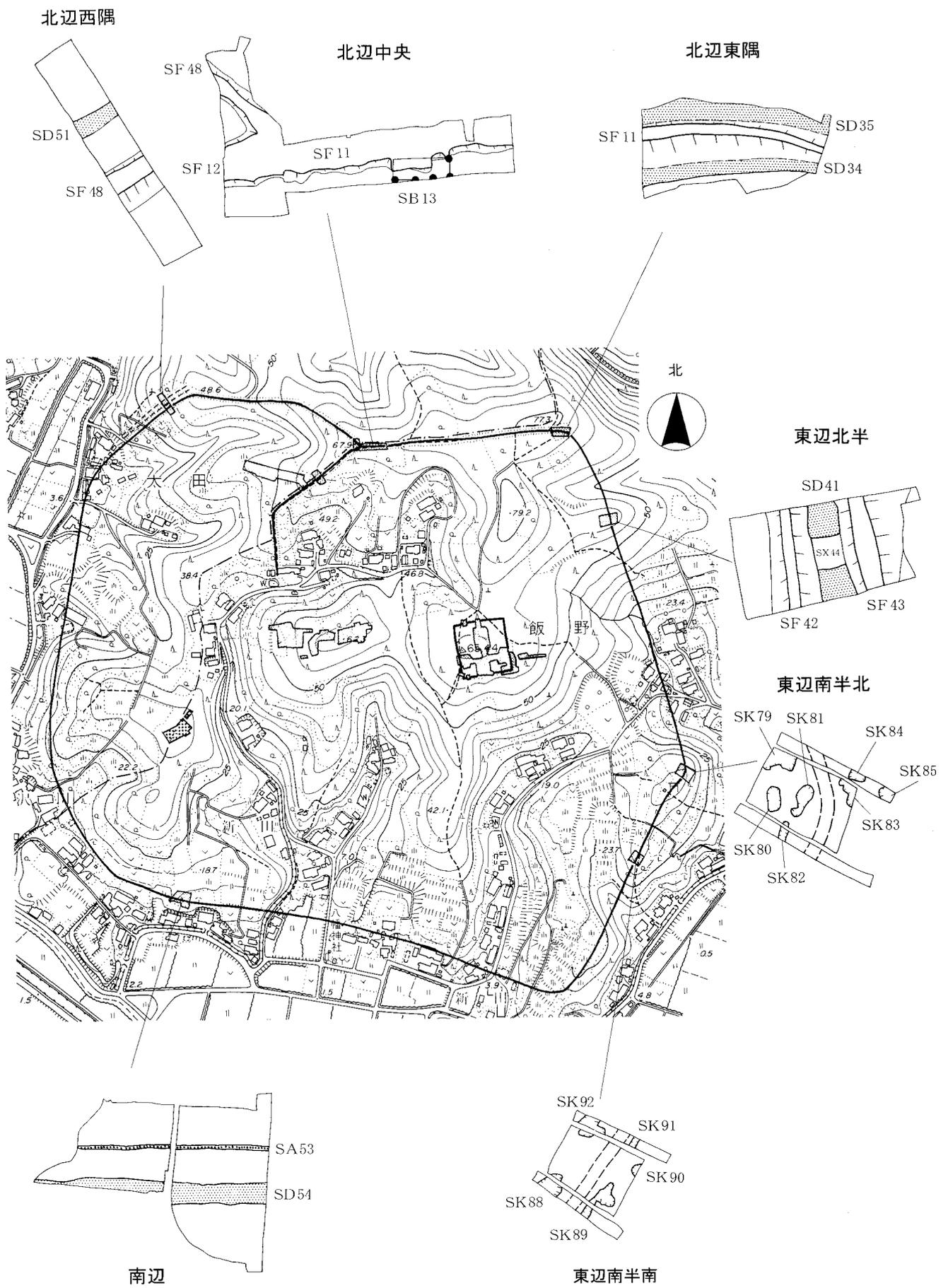
③ 外郭南辺

SA53材木塀跡とSD54大溝がある。SA53材木塀跡は、1時期である。柱の切取穴または抜取穴、火災の痕跡は認められない。SD54大溝は、SA53材木塀跡の南約4mに平行する。1時期である。堆積層上層に灰白色火山灰が堆積し10世紀前葉頃にはほぼ埋まりきっている。下層から8世紀後半頃の須恵器が出土した。

遺構番号	特 徴	調査回数
SA53	南北方向(W-2°-N)の材木塀跡。1時期で火災の痕跡はない。柱掘方は幅35～50cm、深さ40～50cm。柱痕跡は円形で径17～25cm。柱切取穴または抜取穴なし。遺物は出土していない。	第5次
SD54	SA53の南、約4mに位置する溝。1時期。土幅約3.0m、下幅約1.6m、深さ約0.6mで断面U字形。堆積層は自然堆積で、上層に灰白色火山灰。下層から8世紀後半頃の須恵器が出土。	第5次

(2) 城内区画施設 (第15図)

SF12築地塀跡、SD144大溝、SB145A・B櫓跡がある。SF12築地塀跡は1時期で、火災により廃絶している。築地塀の屋根には上土が行われていたとみられる。SB145A・B櫓跡はSF12築地塀跡の東側に取り付き、A櫓からB櫓への2時期の変遷がある。B櫓は火災により焼失している。B櫓柱



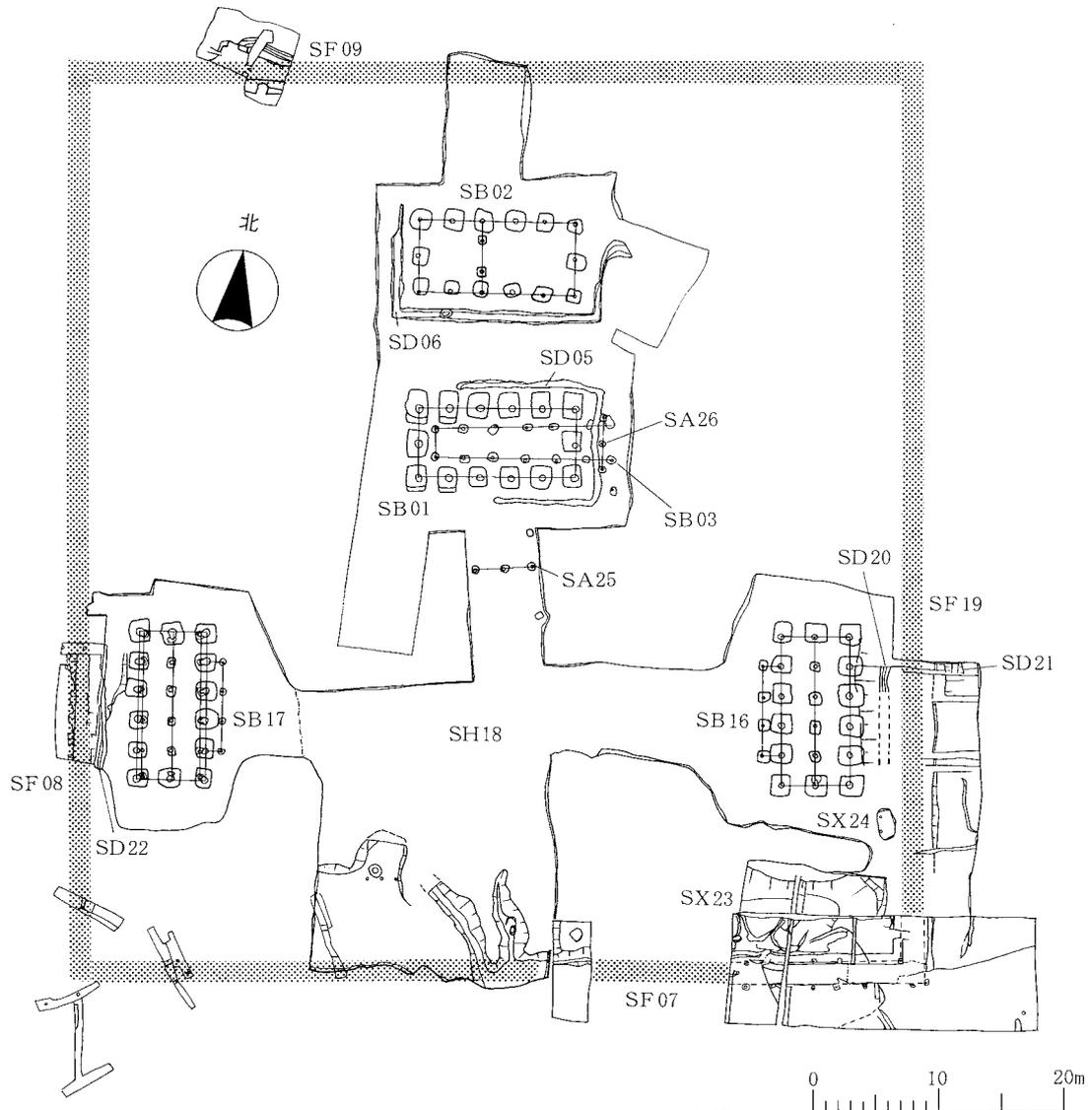
第13図 桃生城外郭の遺構

掘り方より8世紀後半頃の須恵器坏が出土している。SD144大溝は、SF12築地塀跡の西約5mに位置し、これに平行する。堆積層は自然堆積で、上層に灰白色火山灰が堆積し10世紀前葉頃にはほぼ埋まっている、さらに溝底から8世紀後半頃の須恵器坏が出土していることから、古代の溝といえる。

遺構番号	特 徴	調査回数
SF12	築地塀跡。基礎整地の幅約2.6m、厚さ約0.2m。本体は基礎幅約0.9mで、高さ約0.8m残存。本体両脇に犬走り。1時期で火災により廃絶。積み手の違いは約3m間隔。寄柱穴は認められない。上土の屋根とみられる。火災により生じた崩壊土から8世紀後半頃の須恵器が出土。	第2次・第9次
SD144	SF12の西約5mに平行する溝。上幅約4.4m、下幅約2.1m、深さ約1.2m、断面台形。堆積層は自然堆積で、上層から灰白色火山灰。底から8世紀後半の須恵器坏が出土。	第9次
SB145A・B	SF12築地塀跡の東側に取り付く櫓跡。桁行3間(約5.4m)、梁行1間(約2.9m)のA櫓-2間(約3.5m)×1間(約2.8m)のB櫓に変遷。B櫓は桁行東側の中央の柱穴を欠く。柱掘方は1.1~1.3m、柱痕跡は30cm前後である。B櫓は火災で焼失。B櫓の掘方から8世紀後半の須恵器坏が出土。	第9次

(3) 政庁域 (第14図)

遺跡の中央部やや東寄りに位置する。東西南北を築地塀 (SF07、SF08、SF09、SF19) で方形



第14図 桃生城政庁域の遺構

に区画した南北約72m、東西約66mの範囲である。築地塀の内部に大規模な建物跡(SB01A・B、SB02、SB16、SB17)と柱列跡(SA25、SA26)が配置され、南半部の広い範囲が広場(SH18)となっている。また第3表に示した瓦の出土状況から、本遺跡での瓦葺きの施設は政庁域の大規模な建物と築地塀に限定されると考えられる。

① 政庁築地塀跡

SF09北辺築地塀跡、SF19東辺築地塀跡、SF07南辺築地塀跡、SF08西辺築地塀跡がある。築地塀は北辺、西辺と南辺の一部で2時期認められる。築地塀跡には火災の痕跡が認められる(註7)。南門は南辺の中央部付近が大きく削られていたため、確認することができないが、政庁内の建物配置から、南辺中央にあったと推測している。他の門の位置は不明である。また南辺築地塀の下から人為的に埋め戻した住居跡1棟(SI39)を発見した。

② 内部の建物と柱列

中央北寄りにSB01A・B正殿跡、その北にSB02後殿跡、正殿の南で東西対称にSB16東脇殿跡と

位置	出土状況	軒丸瓦	軒平瓦	丸瓦	平瓦	不明瓦	小計	合計	備考	
政庁	正殿周辺	正殿柱痕跡	6	1	55	11	12	85	138	
		SD05雨落溝	2	1	3	15	1	22		
		SB03建物柱穴		1	8	3	8	20		
		周辺の表土	1	2	8			11		
政庁	後殿周辺	後殿柱痕跡	1		21	49	12	83	211	
		SD06雨落溝	3		28	26	28	85		
		周辺の表土	1	1	8	33		43		
政庁	東脇殿周辺	東脇殿柱痕跡	3	2	29	81		115	254	
		周辺の表土	11	1	32	95		139		
政庁	西脇殿周辺	西脇殿柱痕跡			5	13		18	125	
		周辺の表土(1・2層)	1		17	89		107		
政庁	SF07南辺築地塀周辺	築地塀崩壊土			5	20		25	944	
		SX23土壌	12	5	102	687		806		
		周辺の表土	4	1	50	58		113		
政庁	SF19東辺築地塀周辺	SD20内溝	10	7	101	327		445	503	
		SX24土壌			22	36		58		
政庁	SF08西辺築地塀周辺	築地塀崩壊土		1	12	168		181	210	
		B築地積土	1		1	6		8		
		SD22内溝				21		21		
政庁	SF09北辺築地塀周辺	築地塀崩壊土			44	13	3	60	60	
政庁	詳しい位置不明	表土	37	14	444	920	203	1618	1618	
政庁	政庁東側官衛地区		1		10	9	20	20	SB04柱痕跡、SF10積み土から出土	
政庁	政庁西側官衛地区			3	6		9	9	SK103、表土他から出土	
政庁	外郭北辺SF11周辺	2		29	25	9	65	65	SF11他から出土	
政庁	城内区画施設周辺					10	10	10	SF12崩壊土から出土	
政庁	合計	95	38	1027	2712	295	4167	4167		

第3表 桃生城跡第1次調査から第10次調査までに出土した瓦

遺構番号	特 徴	調査回数
SF07A・B	築地跡跡。幅約5.4m、厚さ約0.5mの基礎整地上に本体を築く。本体は基底幅約2.0m、高さ約0.2～1m残存、約6.2mの距離で積み手の違い。寄柱穴または添柱穴を12個検出。部分的に2時期。瓦葺屋根。崩壊土に火災の痕跡。築地跡の下から人為に埋め戻されたS139住居を発見。	第2～4次
SF08A・B	築地跡跡。浅い掘り込み地業上に本体を構築。2時期。基底幅はA築地約1.8m、B築地約2.4m。火災痕跡あり。瓦葺屋根。	第1～2次
SF09A・B	築地跡跡。地山を切り出し、その上に本体を構築。2時期。基底幅はA築地約1.8m、B築地2.4m。瓦葺屋根。	第2次
SF19	築地跡跡。築地本体は残っていない。基底幅約2.1m。本体の両脇に犬走り。西に内溝(SD20)、東に外溝(SD21)。溝に火災を示す堆積層あり。瓦葺屋根。	第3～4次

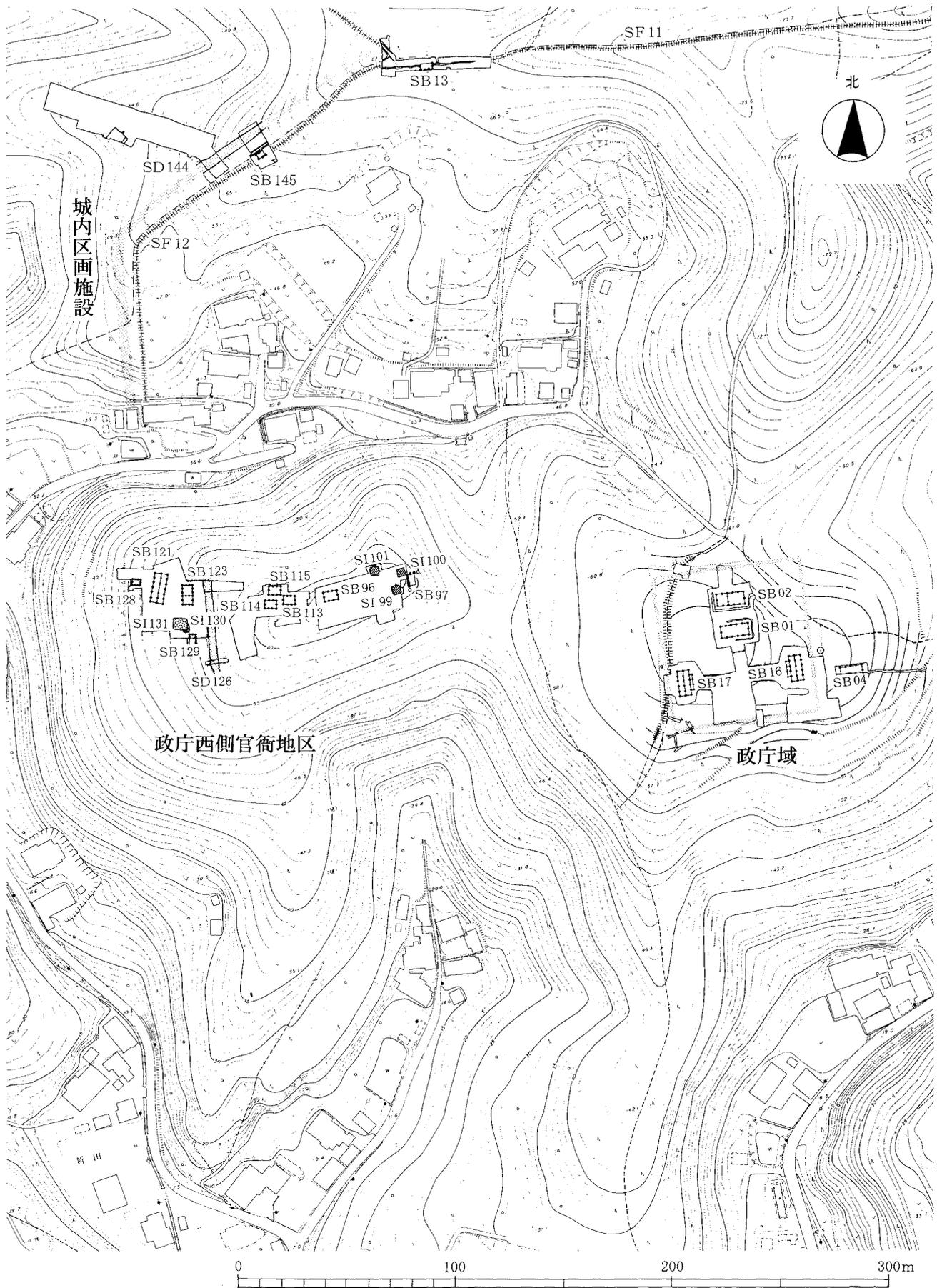
SB17西脇殿跡（以下、主要な建物は遺構番号を省略）、正殿跡の南にSA25柱列跡、東にSA26柱列跡が、方向に規則性をもちながら整然と配置している。SA25柱列跡の南には、SH18広場が設けられている。正殿と後殿は東西棟、東西の脇殿は南北棟で、この建物群の中心線は北から西へ約7°偏る。建て替えは正殿のみ1度認められる。新しい正殿と後殿、東西脇殿は同時期とみられる火災により焼失し、再建されていない。この火災により西脇殿周辺からは、8世紀後半頃の須恵器が大量に出土している。火災は桃生城の機能を停止させるほど大規模で、8世紀後半頃に生じていることから、『続日本紀』が宝亀5（774）年7月壬戌条に記録する海道蝦夷の攻撃が原因と考えられる。主要な建物は全て瓦葺き建物で、壁は出土破片から白土による化粧はしていないとみられる。またSB03建物は正殿跡より新しく、単独で存在することから、桃生城としての役割を失った時期の建物と考えている（註8）。

遺構番号	特 徴	調査回数
SB01A・B (正殿)	桁行5間(約12.5m)、梁行2間(約5.6m)の東西棟でA建物からB建物に変遷。瓦葺屋根。A建物の造営前に整地を行っている。桁行方向でE-7°-N。B建物の柱掘方は方形で1.6～2.1m、柱痕跡は円形で径47cm前後。B建物は火災で焼失。南北と東に雨落ち溝(SD05)。軒の出は約1.8m。	第1～3次
SB02 (後殿)	桁行5間(約12.6m)、梁行2間(約5.7m)の東西棟。間仕切りの柱穴2個あり。瓦葺屋根。桁行方向でE-7°-N。柱掘方は方形で1.3m前後、柱痕跡は円形で27cm前後。建物は火災で焼失。東西と南に雨落ち溝(SD06)。軒の出は約1.8m。	第1～3次
SB03	桁行き6間(14.1)以上、梁行1間(2.5～3.0m)の東西棟。桁行方向でE-5°～9°-N。柱掘方は方形で約0.6m、柱痕跡は円形で10cm前後。柱掘方は黒褐色で、手に埋め戻され、他の建物と異質である。	第2～3次
SB16 (東脇殿)	桁行5間(約11.8m)、梁行2間(約5.4m)の南北棟。床束と3間分の縁あり。瓦葺屋根。桁行方向でN-8°-W。柱掘方は方形で1.3～2.0m、柱痕跡は円形で41cm前後。建物は火災で焼失。周辺に焼面3カ所。	第3次
SB17 (西脇殿)	桁行5間(約11.8m)、梁行2間(約5.4m)の南北棟。床束と3間分の縁あり。瓦葺屋根。桁行方向でN-7°-W。柱掘方は方形で1.3～2.0m、柱痕跡は円形で46cm前後。建物は火災で焼失。周辺に焼面3カ所。造営に先立ち第1次整地、柱を立てた後に第2次整地が行われている。柱痕跡及び周辺から8世紀後半頃の須恵器が大量に出土。	第3次
SH18	正殿の南で、東西の脇殿に囲まれた、東西約43m、南北約35mの広場。整地や敷石などは確認できない。	第3次
SA25	東西方向3間(約4.7m)以上の柱列跡。方向はE-10°-N。柱掘方は方形で0.5～0.6m、柱痕跡は円形で23cm前後。	第3次
SA26	南北方向3間(約4.2m)の柱列跡。桁行方向でN-6°-W。柱掘方は方形で0.4～0.5m、柱痕跡は円形で18cm前後。	第3次

(4) 政庁域以外の地区（第15図）

政庁域以外で桃生城が機能した時代に営まれた官衙跡を、政庁東隣と政庁から浅い谷を挟んだ西で確認した。これらは実務官衙域と考えられる。この他に、城内の西丘陵上では桃生城存続期の遺構が造られていないことがわかっている。

なおこれまで調査を行った地区以外にも、桃生城跡には比較的平坦で広い面積をもつ場所が、政庁域の北、政庁域の南東と南西などに認められ、実務官衙域は二カ所以外にも存在すると予測している。



第15図 桃生城政庁域と周辺の遺構

① 政庁東側官衙地区

城内東側丘陵の中央にあたり、政庁東辺に隣接した平坦な地である。大規模な建物1棟(SB04)と版築遺構1カ所(SF10)を確認した。SB04建物は、東脇殿の東17mほどに位置し、棟通りを東脇殿南妻と揃えていたとみられる。建物は1時期で火災により焼失している。建物配置がどのような構成をとるのか、版築遺構としたものがどのような性格のものであるのか不明である。

遺構番号	特 徴	調査回数
SB04	桁行4間(約10.2m)、梁行2間(約2.6m)以上の東西棟。建物方向は、桁行方向で東から北に約9°偏る。柱掘方は方形で1.0m前後、柱痕跡は円形で径20cm前後である。床束の可能性のある柱穴も1個確認している。火災により焼失。	第2次
SF10	政庁西辺築地堀跡の東約116mに位置する。積土は版築構造で、高さ約0.7m、基底幅約2.1mである。積土中に多量の須恵器と若干の瓦が含まれる。どのような性格か不明である。	第2次

② 政庁西側官衙地区

城内東側丘陵の西端にあたり、東は政庁域と浅い谷間を挟んで隣接する。南北と西は急峻な崖によって独立した範囲が確保されている。区画溝1条(SD126)、大規模な建物3棟(SB121、SB123A・B)、小規模な建物7棟(SB96、SB97、SB113、SB114、SB115、SB128、SB129)を確認した。SD126区画溝は丘陵の東西を区画し、その東側は小規模な建物のみ、西側は大規模な建物と小規模な建物によって構成される。東西のそれぞれの建物は近接する建物の位置と柱穴の重複から、少なくとも一度は建て替えられている。火災痕跡は大規模な建物2棟(SB121、SB123B)のみ認められた。

また建物造営に先立ち埋め戻された住居跡4棟(SI99、SI100、SI101、SI130)と建物廃絶直後に造られた住居(SI130A・B)も存在し、本丘陵上では「住居一建物一住居」の変遷が確認できる。

遺構番号	特 徴	調査回数
SB96	桁行3間(約6.3m)、梁行2間(約4.4m)の東西棟。桁行方向でE-12°-N。柱掘方は方形で0.5~1.0m、柱痕跡は円形で25cm前後。南に雨落ち溝(SD98)あり。軒の出は、約1.2m。火災痕跡なし。	第6次
SB97	桁行3間(約5.4m)、梁行2間(約3.3m)の南北棟。桁行方向でN-13°-W。柱掘方は方形で0.35~0.5m、柱痕跡は円形で20cm前後。火災痕跡なし。	第6次
SB113	桁行3間(約5.4m)、梁行2間(約4.2m)の東西棟。桁行方向でE-1°-N。柱掘方は方形と楕円形で0.4~1.0m、柱痕跡は円形で21cm前後。火災痕跡なし。	第7次
SB114	桁行3間(約5.4m)、梁行2間(約3.8m)の東西棟。桁行方向でE-1°-N。柱掘方は方形と楕円形で0.6~0.9m、柱痕跡は円形で20cm前後。火災痕跡なし。	第7次
SB115	桁行3間(約5.8m)、梁行2間(約4.2m)の東西棟。桁行方向でE-2°-N。柱掘方は方形と楕円形で0.4~0.7m、柱痕跡は円形で19cm前後。火災痕跡なし。	第7次
SB121	桁行6間(約14.8m)、梁行2間(約6.4m)の南北棟。床束あり。桁行方向でN-8°-E。柱掘方は方形で0.7~1.3m、柱痕跡は円形で30cm前後。火災により焼失。東と南に雨落ち溝(SD122)あり。	第7~8次
SB123A・B	桁行4間、梁行2間のA建物から、桁行5間(約9.5m)、梁行3間(約4.9m)のB建物へ変遷する南北棟。間仕切りあり。桁行方向でN-3°-W。柱掘方は方形で0.5~0.8m、柱痕跡は円形で20cm前後。B建物は火災により焼失。柱は柱抜取穴または切取穴がある。南東に雨落ち溝(SD127)あり。	第7~8次
SD126	政庁西側丘陵を東西に区画する南北方向の溝。方向はN-10°-W。上幅約4.3m、下幅約3.2m、深さ約0.9m、断面台形。堆積層は、上層に灰白火山灰が堆積、下層から8世紀後半の須恵器が出土。	第8次
SB128	桁行3間(約4.2m)、梁行2間(約2.9m)の東西棟。桁行方向でE-1°-S。柱掘方は方形で0.3~0.6m、柱痕跡は円形で19cm前後。柱抜取穴または切取穴がある。火災痕跡なし。	第8次
SB129	桁行2間(約1.3m)以上、梁行2間(約2.9m)の南北棟。桁行方向でN-3°-E。柱掘方は方形で0.4~0.6m、柱痕跡は円形で18cm前後。柱抜取穴または切取穴がある。火災痕跡なし。	第8次

③ 城内西側丘陵域

丘陵北半と南半のそれぞれで、最も標高が高くかつ平坦な広がりをもつ場所を調査した。その結果桃生城が機能していた時代の遺構は全く確認できなかった。そのためこの場所は、意図的に施設を置かない、眺望のための空間や兵士の訓練を行う場などに利用した可能性がある。なお北半で桃生城廃

絶後の住居跡 2 棟（SI 147A・B）と建物跡（SB148）、南半では桃生城造営を溯る栗圀式期及び同時期とみられる住居跡 5 棟（SI 151、SI 152、SI 153、SI 154、SI 155）を発見した。

遺構番号	特 徴	調査回数
SB148	桁行 4 間(約6.5m)、梁行 2 間(約4.6m)の南北棟。床束または間仕切りの柱穴 6 個あり。桁行方向でE-12°N。柱掘方は方形と楕円形で0.2~0.4m、柱痕跡は円形で15cm前後。中世以降の建物と推測。	第 9 次

4. 遺構変遷のまとめ

調査の成果をまとめると次のようになる。

1. 桃生城跡は桃生郡河北町飯野字中山から桃生町太田字沢入畑に所在し、平面形が不整形で、東西約800m、南北約650mの範囲におよぶ。
2. 外郭は、築地塀、土塁、材木塀、大溝によって区画され場所によって異なる。遺跡内は東西二つの丘陵が所在し、城内北半は北辺から延びる城内区画施設によって区分される。
3. 東側丘陵のほぼ中央には、四辺を築地塀で方形に区画された南北約72m、東西約66mの政庁域が所在する。政庁内には、主要な建物（正殿、後殿、東西両脇殿）が整然と配置され、南半には広場が設けられている。
4. 政庁域以外に、政庁東側と西側に建物が建てられた地区が存在し、これらは実務官衙域とみられる。城内の地形から実務官衙域は、未調査部分にさらに存在すると予測できる。
5. 遺跡内の建物は、SB01正殿跡とSB123建物跡、SB13櫓跡、SB145櫓跡に建て替えの痕跡がある他、建物の多くは 1 時期である。区画施設では、SF11土塁跡と政庁築地塀跡に補修または造り直しが認められる他は、1 時期である。
6. 政庁内の主要な建物及び南辺築地塀（SF07）、政庁東側官衙の建物（SB04）、西側の大規模な建物（SB121とSB123B）、外郭北辺の築地塀（SF48）、城内区画築地塀（SF12）と櫓（SB145B）は火災により焼失し、その後再建されていない（註9）。その火災の年代は出土遺物の特徴から 8 世紀後半頃であり、火災は『続日本紀』宝亀 5 年（774）7 月壬戌条に記載される海道蝦夷の桃生城攻撃に起因すると考えられる。
7. 遺跡内には桃生城造営を溯る集落（栗圀式期）と桃生城廃絶後の集落（9 世紀代）も存在するが、本遺跡内における大半の住居は、桃生城の官衙造営期から廃絶直後の時期に造られたものである。

（註）

（註 1） これまでの桃生城跡の発掘調査成果を報告したものに次のものがあり、これらの内容に第10次調査の知見を加えて報告するものである。また、調査の進展によって再考すべきに至った点についてはその旨を記述した。

宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅰ』（多賀城関連遺跡発掘調査報告書第1冊、1975年）

宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅱ』（多賀城関連遺跡発掘調査報告書第2冊、1976年）

宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅲ』（多賀城関連遺跡発掘調査報告書第20冊、1995年）

宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅳ』（多賀城関連遺跡発掘調査報告書第21冊、1996年）

宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅴ』（多賀城関連遺跡発掘調査報告書第22冊、1997年）

宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅵ』（多賀城関連遺跡発掘調査報告書第23冊、1998年）
宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅶ』（多賀城関連遺跡発掘調査報告書第24冊、1999年）
宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅷ』（多賀城関連遺跡発掘調査報告書第25冊、2000年）
宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅸ』（多賀城関連遺跡発掘調査報告書第26冊、2001年）
柳澤和明「桃生城跡発掘調査の成果」（『第27回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』

古代城柵官衙遺跡検討会、2001年、77～100頁）

- (註2) 桃生城内北半は城内区画施設によって、東西に区分される。一方南半については、それぞれ東西が独立した丘陵から成り立ち、その間が比高差の大きい谷であることから、自然の地形を利用して東西を区分する考えと、政庁西側丘陵西端に位置するSD126区画溝をもって東西を区分する考えの二つがある。南半の理解については細かな違いがあるが、大きく東西二つのエリアに分けられるとする点で共通し、『続日本紀』の記載する「西郭」については、その西側を示すと想定してきた。
- (註3) 北辺はそのほぼ中央で分岐し南に至るSF12築地塀と接続する。SF12築地塀と接続する西をSF48、東をSF11とする。第2次調査で、SF11とした一部はSF48にあたる。北辺西隅の外郭施設については3条の土塁を想定していたが、SF50土塁跡とSF52土塁跡については『桃生城跡Ⅳ』考察「土塁跡とした遺構」33頁でその存在に疑問を示しており、SF48B土塁跡についても「SF48A築地塀の崩壊土である可能性がある」（『前書』26と33頁）としている。また調査の進展後も確実な火災後の外郭修復が確認できない。そのため不確定な要素が示されているものをもって、外郭区画施設とするのは混乱を招く原因となるので、SF48B、SF50、SF52土塁跡としたものは遺構と認定したことを取り消す。
- (註4) SF11土塁跡はSF48築地塀跡とSF12城内築地塀跡に接続することから、土塁跡ではなく築地塀跡である可能性も考えられるようになった（上記、柳澤和明氏報告84頁）。一方で、東辺北半では2条の土塁を確認しており、城内の北東部に土塁を意識的に設けていた可能性もあり、今後さらに検討が必要な点であることを踏まえた上で、SF11を従来どおり土塁跡とする。
- (註5) この遺構を最初に櫓跡としたのは、古川雅清「東北地方古代城柵官衙の外郭区画施設—所謂「櫓」跡について」（『研究紀要Ⅵ』宮城県多賀城跡調査研究所、1979年、29～81頁）である。遺構番号については『桃生城跡Ⅸ』以降SB13櫓跡を使用している。
- (註6) 灰白色火山灰については、十和田a火山灰と考えている。この十和田a火山灰の降下年代は、秋田県仙北町払田柵跡の外郭C期角材の機能時に降灰し、C期角材の年輪年代測定が907年とされていることから、907年より新しい。また、承平4年（934）に焼失した宮城県仙台市陸奥国分寺跡の焼土層に、灰白色火山灰が覆われることから、934年よりは古い。そのため灰白色火山灰の降下年代は、907年から934年の間にあたり、10世紀前葉頃と考えられる。（白鳥良一「多賀城跡出土土器の変遷」『研究紀要Ⅶ』宮城県多賀城跡調査研究所、1980年、1～38頁。宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡年報1997』1998年。秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡Ⅱ—区画施設—』、秋田県文化財調査報告書第289集、1999年。）
- (註7) 第2次調査で、SF07南辺築地塀跡、SF08西辺築地塀跡、SF09北辺築地塀跡に2時期の変遷があったとした。しかし第4次調査でSF07南辺築地塀跡を調査した結果1時期分しか確認できず、これまで新しい時期のものとしていた層が瓦と焼土を多量に含む崩壊土であることが判明した。SF19東辺築地塀跡についても2時期とする痕跡は確認できなかった。第1・2次調査の調査区は特に狭いこともあり、築地塀跡の規模と変遷については更に検討が必要である。
- (註8) 正殿と重複するSB03建物の年代を検討できる出土遺物はない。柱穴の特徴は、これまで桃生城跡で発見してきた古代のものに比べ、小さく堆積土も異質である。しかし僅かに位置をずらすとはいえ正殿の位置にほぼ方向を同じくする東西棟であり、一時的に桃生城の機能を継承する目的を持った建物の可能性も想定できる。但しこの場合も、後殿、脇殿が復興されず、実務官衙域にも火災後の建物が発見されていないことから、火災前の桃生城としての機能はすでに停止していた時期の建物と考えている。
- (註9) この他に火災により焼失した可能性があるものに、SF08西辺築地塀、SF09北辺築地塀、SF19東辺築地塀、SF11土塁、SB13A櫓がある。この内、SF19東辺築地塀跡は、築地塀本体が残っていない。SF08西辺築地塀跡とSF09北辺築地塀跡については、註7で述べたようにその変遷について検討する必要がある。SB13櫓跡については、新しい柱穴が焼土を含む整地の後に造られており、これが政庁域他で確認した大規模な火災と、どのような関係になるのかSF11土塁の変遷とあわせて、更に検討する必要がある。

写真図版



1. 調査区全景（北上空から）

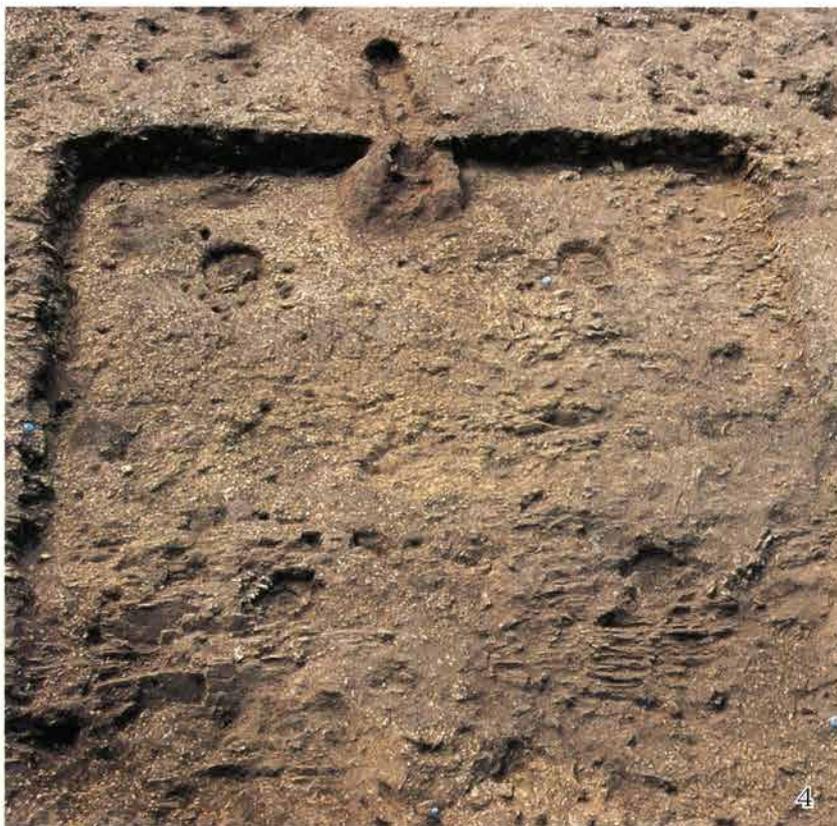
〔フィルムE1685〕



2. S I 151 住居跡
(北上空から)
[フィルムE1688]



3. S I 151 住居跡北辺の壁材
抜取溝断面状況
(東から)
[フィルムD23135]

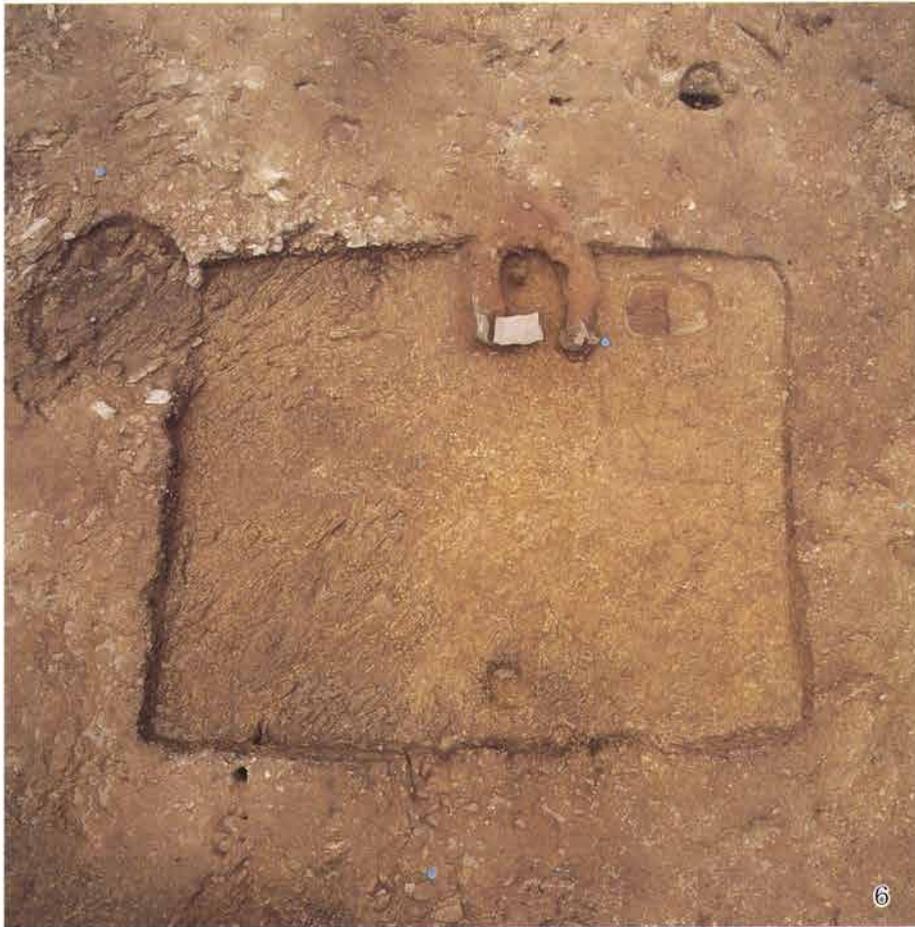


4. S I 152 住居跡
(東から)
[フィルムD23140]



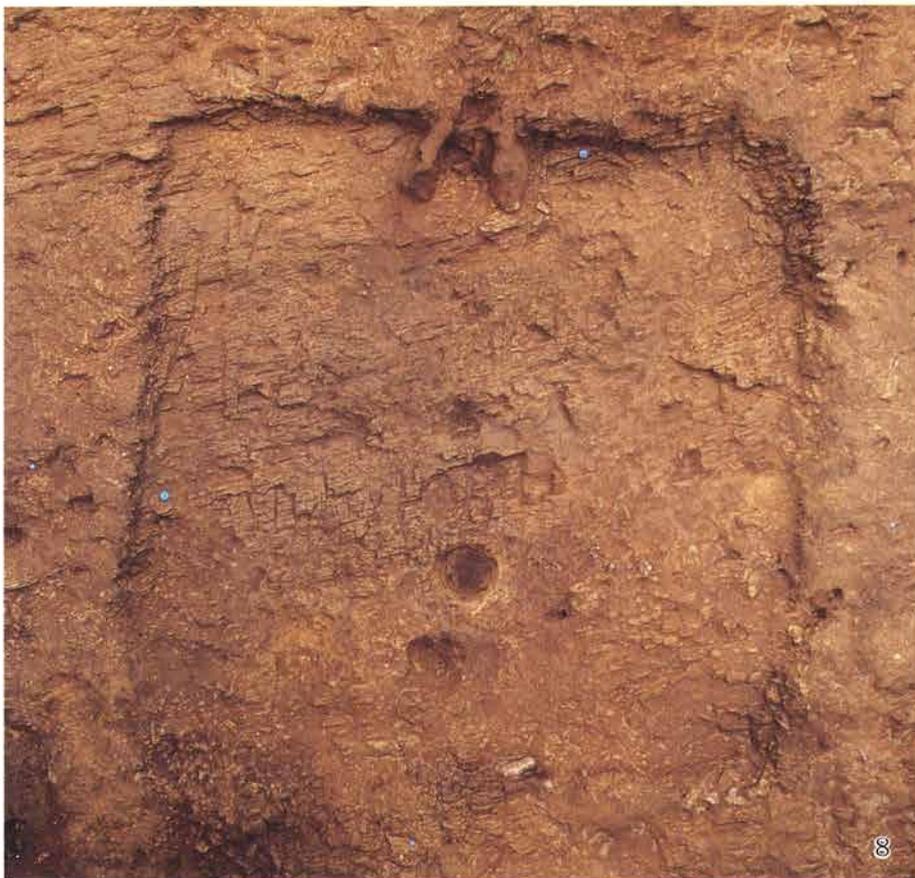
5. S I 152 住居跡カマド
(東から)
[フィルムD23141]

6. S I 153 住居跡
(東上空から)
[フィルムE1692]



7. S I 153 住居跡カマド
(東から)
[フィルムD23148]

8. S I 154 住居跡
(東上空から)
[フィルムE1693]



9. S I 154 住居跡カマド
(東から)
[フィルムD23152]

写真図版 4

S | 151 住居跡出土土師器



10. 甕 (S I 151-R 1) [フィルムE1739]

S | 152 住居跡出土土師器



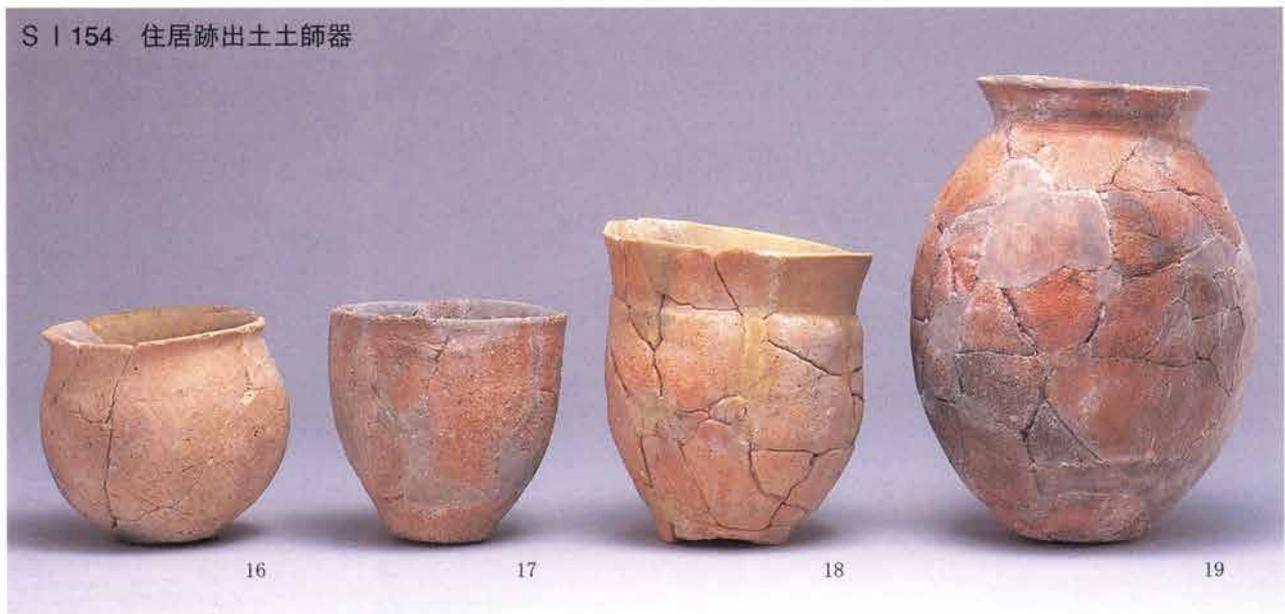
11. 甕 (S I 152-R 2) 12. 甕 (S I 152-R 1) [フィルムE1740]

S | 153 住居跡出土土師器



13. 坏 (S I 153-R 3) 14. 坏 (S I 153-R 2)
15. 坏 (S I 153-R 4) [フィルムE1741]

S | 154 住居跡出土土師器



16. 鉢 (S I 154-R 3) 17. 鉢 (S I 154-R 2) 18. 甕 (S I 154-R 1) 19. 甕 (S I 154-R 4)
[フィルムE1742]

桃生城関係年表

年号 (西暦)	月	事 項
天平宝字 元 (757)	4	不孝、不恭、不友、不順の者を陸奥国桃生、出羽国小勝に配置する。
	7	藤原朝獺が陸奥守に就任する。
天平宝字 2 (758)	10	陸奥国内の浮浪人を徴発し、桃生城を造営させ、課役を免除し、柵戸とする。
	12	東国の騎兵と鎮兵及び役夫と夷俘を徴発し、桃生城と小勝柵を造営する。 5道の諸国が共同してその労働に従事する。
天平宝字 3 (759)	9	桃生城と雄勝城造営に従事する郡司、軍毅、鎮兵、馬子合わせて8180人に対して、その年の出挙の利息を免除する。
		相模、上総、下総、常陸、上野、武蔵、下野等から派遣された軍士の所有する武器の一部を雄勝城と桃生城に貯える。
天平宝字 4 (760)	1	桃生城と雄勝城を造営した功により、藤原朝獺以下に位階が与えられる。
	12	殺人を犯した薬師寺僧華達を、還俗させた上で、桃生の柵戸に配属させる。
天平宝字 8 (764)	9	恵美押勝の乱がおこる。藤原仲麻呂、藤原朝獺らが敗死する。
天平神護 2 (766)	4	大宰府の東国防人復活の要請に対する勅に、陸奥城柵の修理に東国の力役を多数徴発していることが述べられる。
神護景雲 2 (768)	12	桃生城と伊治城への移住希望者に、課役を免除する。
神護景雲 3 (769)	1	陸奥国から撤退が進めていた他国からの鎮兵の、一部残留が許可される。2城(桃生城と伊治城)へ、課役を優遇した移民募集を行なう。
	2	坂東8国から桃生城と伊治城への課役を優遇した移民募集を行う。
宝 亀 2 (771)	11	桃生郡の牡鹿連猪手に道嶋宿祢を賜姓する。《桃生郡の初見》
宝 亀 5 (774)	7	河内守紀広純に鎮守副將軍を兼任させ、陸奥出羽按察使兼陸奥守兼鎮守將軍の大伴駿河麻呂に蝦夷追討を勅する。
		海道蝦夷が桃生城を侵し、西郭を破る。国司が軍を興してこれを討つが、この戦で殺傷された人数は不明と報告する。
	8	坂東8国に陸奥国の非常時に際し、国別に2000人以下で500人以上の兵を徴発して駆けつけるように勅する。
		朝廷が征夷方針の変更を求めた鎮守將軍らを譴責する。
10	按察使大伴駿河麻呂が陸奥国遠山村の蝦夷を攻撃して制圧する。	
宝 亀 6 (775)	3	昨年夏から秋にかけての蝦夷との戦いで、人民が塞に立てこもって田畑が荒廃したため、陸奥国の課役と租を免除する。
	11	桃生城侵攻の蝦夷を討った鎮守將軍大伴駿河麻呂、紀広純、百濟王俊哲以下1790人余りの将士に叙位と叙勲を行う。
宝 亀 11 (780)	3	陸奥国上治郡大領伊治公峇麻呂が蜂起する。按察使紀広純と牡鹿郡大領道嶋大楯を伊治城で殺し、多賀城に攻め入って放火する。
	12	征夷に功験のあった陸奥国の桃生及び白河等の郡神11社を弊社とする。
弘 仁 2 (811)	閏12	征夷將軍兼陸奥出羽按察使文室綿麻呂の奏言に、(海道蝦夷が桃生城に侵攻した)宝亀5年から当年までの38年間、辺境の騷擾状態が続き、連続して征討が行われたことが述べられる。

報告書抄録

ふりがな	ものうじょうあと10							
書名	桃生城跡X							
副書名								
巻次								
シリーズ名	多賀城関連遺跡発掘調査報告書							
シリーズ番号	第27冊							
編著者名	吾妻 俊典・阿部 恵							
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所							
所在地	〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1丁目22番1号							
発行年月日	西暦 2002年3月15日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 °、′、″	東経 °、′、″	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡 番号					
ものうじょうあと 桃生城跡 第10次調査	みやぎけんものうぐん 宮城県桃生郡 かほくちょう 河北町	04561	004	38度 31分 49秒	141度 16分 50秒	2001.8.1 ～ 2001.10.12	600㎡	調査計画 に基づく 学術調査
	みやぎけんものうぐん 宮城県桃生郡 ものうちょう 桃生町	04565						
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
桃生城跡 第10次調査	城柵	奈良時代	なし		土師器	7/103箱分	1. 桃生城跡の西側丘陵を調査し、竪穴住居5棟を発見した。住居跡4棟は東北地方南部の土師器編年上、栗罎式期に位置づけられる。 2. この地区では桃生城が機能していた時期に、官衙の施設や住居が造られていないことが判明した。	
	集落	飛鳥時代	竪穴住居跡	5棟	須恵器	9点		
		弥生時代	土 壙	1基	縄文土器	少量		
					弥生土器	少量		
					擦 石	1点		
					敲 石	1点		
					剥片・石核	各1点		



SI 151 住居跡カマドから、土師器甕が出土した状況（北から）
[フィルム D23169]

多賀城関連遺跡発掘調査報告書第27冊
桃生城跡 X

平成14年3月15日発行

発行者 宮城県多賀城跡調査研究所
多賀城市高崎一丁目22番1号
TEL (022)368-0102
FAX (022)368-0104
印刷所 東杜印刷株式会社
